

第3次草津市障害者計画 (案)

障害のある人もない人も、
誰もがいきいきと輝けるまち 草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

【イラスト検討中】

令和6年〇月

草津市

は じ め に

【市長あいさつ文】

※ 作成中



<目次>

第1章：計画の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 位置づけ等	1
3. 近年の動向	5
4. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	9
第2章：現状と課題	10
1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況	10
2. 障害者福祉施策の現状と課題	17
第3章：理念と目標	30
1. 基本理念	30
2. 基本目標	31
第4章：福祉の施策	32
1. 施策の体系	32
2. 基本目標における成果目標	33
3. 施策の内容	36
第5章：計画の推進	60
1. 進行管理の体制等	60
2. 各行動主体の役割（行動の指針）	60
3. 関係団体・機関等との連携	61

資料編

第 1 章：計画の概要

1. 策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

本市では、障害者基本法に基づき、『草津市障害者計画』を策定し、様々な障害者施策に係る取組を行ってきました。

このような中、平成 29 年度（2017 年度）に策定した「第 2 次草津市障害者計画」の計画期間が令和 5 年度（2023 年度）をもって終了することから、近年の法改正等の国の動向や市民のニーズを踏まえつつ、引き続き障害者施策の充実を図っていくために、「第 3 次草津市障害者計画」を策定します。

2. 位置づけ等

（1）計画の位置づけ

- 「草津市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す計画です。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）抄

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- 「草津市障害者計画」は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた計画です。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(令和4年法律第五十号) 抄

(障害者基本計画等との関係)

第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

- 「草津市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「草津市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号) 抄

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

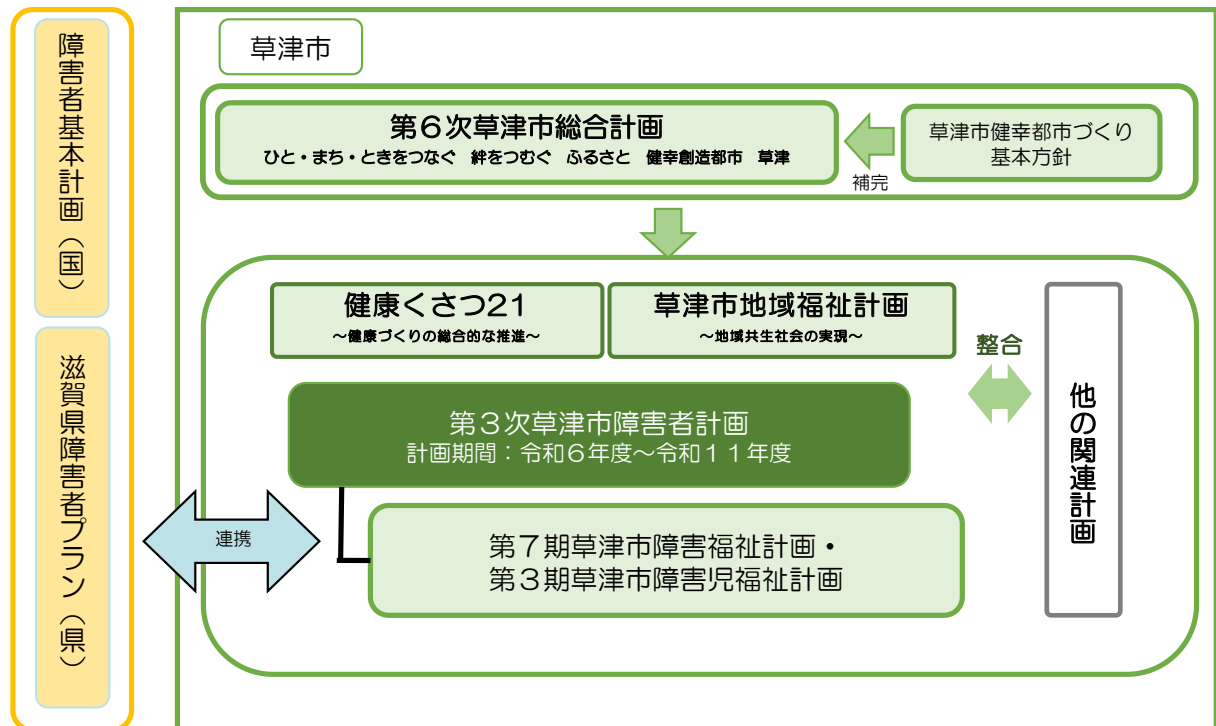
- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

○草津市障害者計画は、国や滋賀県の定める計画などの内容を十分に踏まえながら、『草津市総合計画』の具体的な分野別計画として位置づけ、『草津市健康都市づくり基本方針』のもと、『草津市地域福祉計画』、『健康くさつ21』など、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



(2) 計画の対象

本計画は、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、共生社会の実現を目指す計画であるため、すべての市民が計画の対象となります。

また、本計画における障害のある人の範囲は、障害者基本法第2条第1号に定められた障害者とします。

ただし、具体的事業の対象となる障害のある人の範囲は個別の法令等によりそれぞれ限定されます。

なお、「障害者」「障害児」の表現については、法律用語や固有名詞として使用されている場合を除き、「障害のある人」という表記で統一しています。

年齢区分を明確にする必要がある場合は、「障害のある子ども」と表記しています。

障害者基本法 抄

(定義)

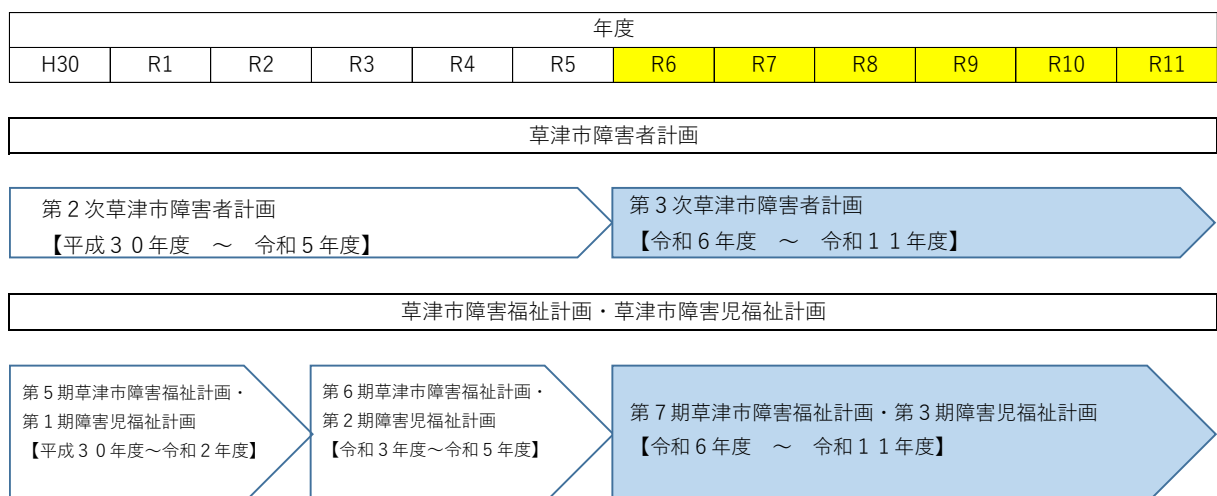
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を期間とします。



※ 障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者計画と同様の計画期間としますが、報酬改定・制度改正等の影響の有無を確認し、必要に応じて見直しを行います。

3. 近年の動向

(1) 法制度関係

近年、以下の法制定・改正等が行われています。

①「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」
(H30. 6. 13 公布、同日施行)

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・ 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進

②「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」(H31. 4. 1 公布、R1. 10. 1 全部施行)

- ・ 合理的配慮の提供等を義務化
- ・ 相談・解決の仕組みを整備（障害者差別解消相談員、地域アドボケートの設置）

③「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」(R1. 6. 14 公布、R2. 4. 1 全部施行)

- ・ 障害者の活躍の場の拡大に関する措置（障害者活躍推進計画の作成）
- ・ 障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

④「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」
(R1. 6. 28 公布、同日施行)

- ・ 視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画に推進

⑤「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

(R2. 6. 12 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・ 「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設

⑥「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」(R2. 5. 20 公布、R3. 4. 1 全部施行)

- ・ 「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化
- ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大

⑦「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）」(R3. 6. 4 公布、R6. 4. 1 全部施行予定)

- ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

⑧「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」

（R3. 6. 18 公布、R3. 9. 18 施行）

- ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- ・国・地方公共団体、保育所の設置者、学校の設置者等の医療的ケア児への支援を責務として位置づけ

⑨「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」

（R4. 5. 25 公布、同日施行）

- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
- ・障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示

⑩「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」（R4. 12. 16 公布、R6. 4. 1 全部施行予定）

- ・障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置

（２）国・県の動き

① 第５次障害者基本計画

障害者基本法第１１条第１項の規定に基づき、障害のある人の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害のある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられます。

＜基本的な考え方＞

- ・「障害者権利条約」、「障害者基本法」に基づく基本理念や基本原則
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第９条第１項の規定に基づき、同法の趣旨を踏まえて策定
- ・各分野に共通する横断的視点として、条約の理念の尊重及び整合性の確保、共生社会の実現に資する取組の推進、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援、障害のある女性、こども及び高齢

者に配慮した取組の推進、PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

② 基本指針

障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村および都道府県が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針（国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）を定めたものです。第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画を作成するにあたって即すべき事項を定めています。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（R5.5.19 告示）

＜主な見直し内容＞

- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 地域における相談支援体制の充実強化
- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの質の確保
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

③ 県計画（「滋賀県障害者プラン2021」）令和3年3月策定

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画であり、県の障害者施策の基本指針であるとともに、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画であり、具体的な施策の推進方策を示した実施計画です。

前計画である「滋賀県障害者プラン」は平成27年3月に策定、平成30年3月に改定され、計画期間である平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）においては、基本理念を「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」とし、「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標に掲げ、様々な取組を推進されました。

「滋賀県障害者プラン 2021」では、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を基本理念に障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できることを基本的な姿勢として共生社会の実現を目指し「すべての人が基本的人権を尊重され、地域とともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」を基本目標として定められています。

また、基本目標を達成するために、「①共生社会づくり」、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの施策領域を設定し、共生社会の実現を目指し取り組まれています。

④ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく計画については、滋賀県では、令和2年3月に「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を、令和4年3月には「滋賀県読書バリアフリー計画」を策定されています。

本市では「草津市文化振興計画」、「草津市の図書館運営計画」の更新時において、法律の趣旨を踏まえた検討を行ってまいります。

4. S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

S D G sは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

国の「第5次障害者基本計画」においても、『「誰一人取り残さない」というS D G sの理念は、共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める旨を基本理念として掲げる本基本計画においても、その重要性に何ら変わるところはない。

障害者施策の推進に当たっては、S D G s推進の取組とも軌を一にし、障害者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められる。』とされており、本計画に掲げる施策の推進が、S D G sの目的の達成に資するものとして位置づけられます。



本計画において、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」を関連目標として掲げ、S D G sの目標に貢献する取組を進めます。



第2章：現状と課題

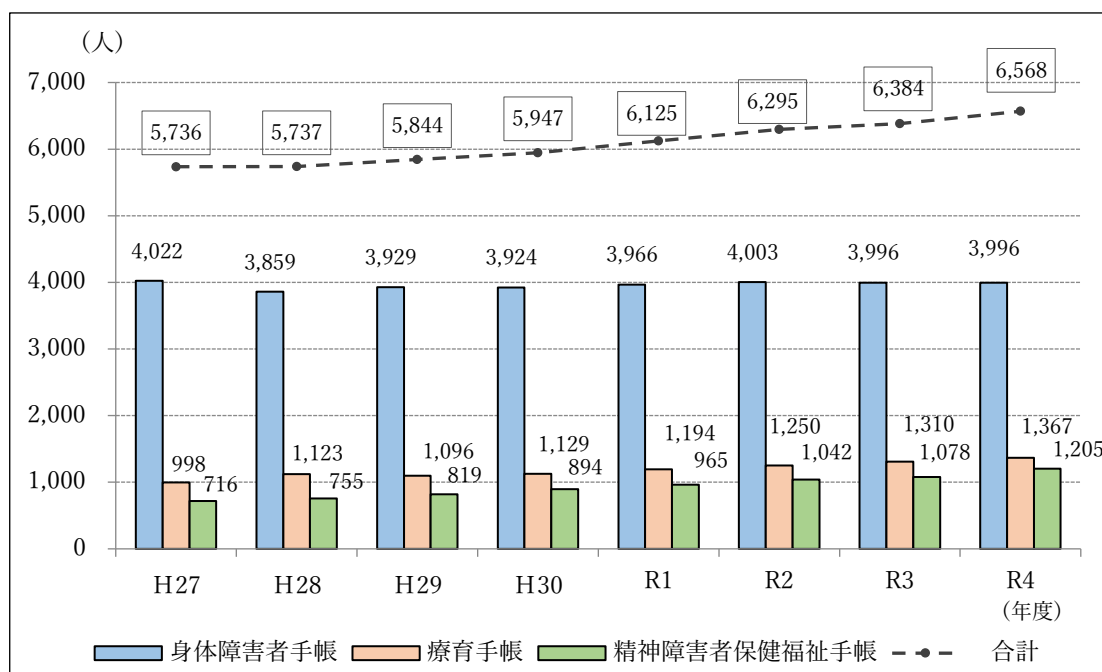
1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況

① 手帳所持者数の動向

◆手帳所持者数と実在住者数

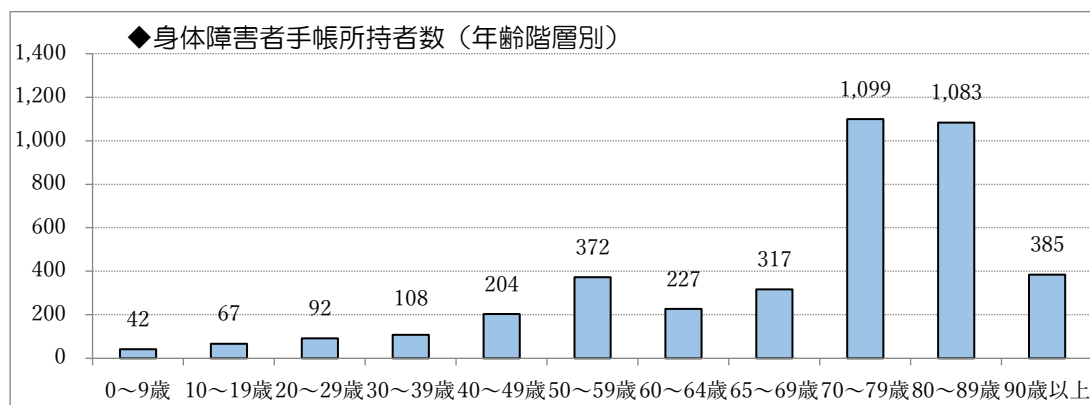
(単位：人 %)

年度	草津市の人口 A	障害者手帳所持者数 B (a+b+c)	対人口比 B/A	身体障害者手帳 a	比率 a/A	療育手帳 b	比率 b/A	精神障害者保健福祉手帳 c	比率 c/A
H27年度	130,485	5,736	4.40	4,022	3.08	998	0.76	716	0.55
H28年度	131,846	5,737	4.35	3,859	2.93	1,123	0.85	755	0.57
H29年度	132,917	5,844	4.40	3,929	2.96	1,096	0.82	819	0.62
H30年度	134,224	5,947	4.43	3,924	2.92	1,129	0.84	894	0.67
R1年度	135,116	6,125	4.53	3,966	2.94	1,194	0.88	965	0.71
R2年度	136,254	6,295	4.62	4,003	2.94	1,250	0.92	1,042	0.76
R3年度	137,321	6,384	4.65	3,996	2.91	1,310	0.95	1,078	0.79
R4年度	138,600	6,568	4.74	3,996	2.88	1,367	0.99	1,205	0.87

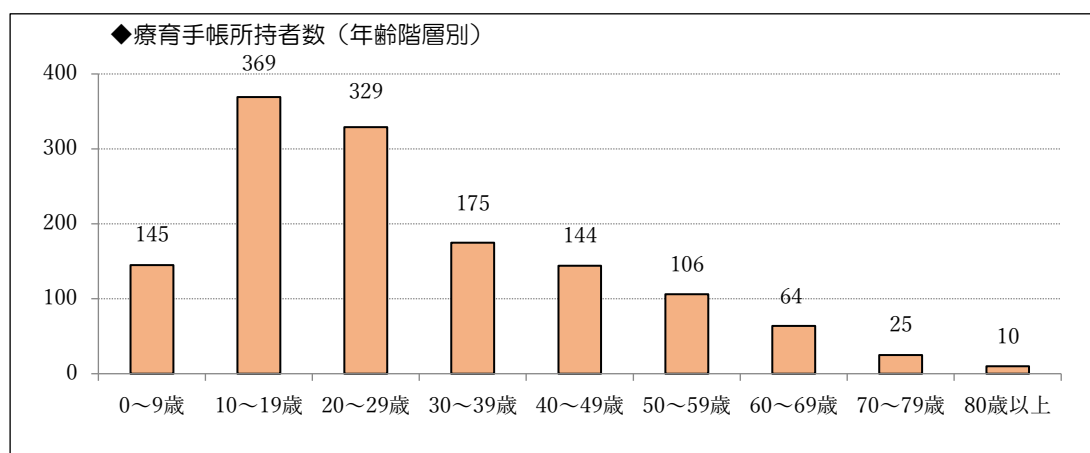


草津市の手帳所持者の総数は、令和4年度において6,568人であり、人口の4.74%を占めており、市民の約21人に1人が手帳所持者となります。障害種別では、身体障害者3,996人、知的障害者1,367人、精神障害者1,205人となり、手帳所持者数全体としては、増加傾向となっています。

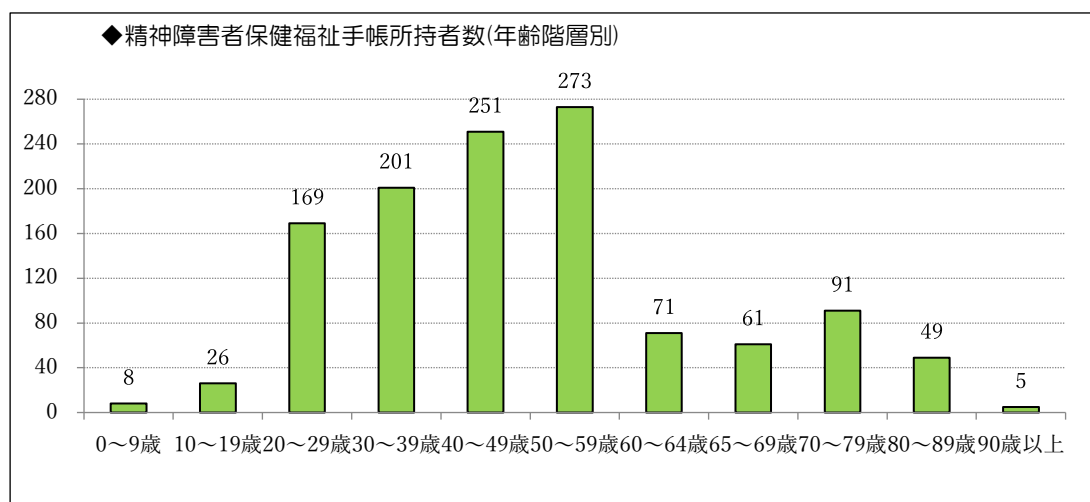
② 手帳所持者の年齢構成



65歳以上の手帳所持者が全体の72.2%（2,884人）を占めており、障害者の高齢化や加齢に伴う手帳取得が進んでいます。



20歳未満の手帳所持者が全体の37.6%（514人）を占めており、早期療育等の取り組みのなかで、若年層の手帳取得が増えております。



20歳以上から59歳までの手帳所持者が全体の74.2%（894人）を占めており、特に40歳代から50歳代の所持者が多くなっています。

③ 社会資源の概況

市内の障害福祉・障害児福祉サービス等事業所は、下表のとおりです。

■市内の障害福祉サービス等事業所（令和5年4月1日現在）

障害福祉サービス	事業所名
計画相談支援【15事業所】	特定非営利活動法人 ディフェンス
	栄寛相談支援事業所
	相談支援事業所 大地
	草津市立発達支援センター
	相談支援事業所「歩歩」
	指定特定相談支援事業所わかたけ
	クロスロード
	おひさまはうす
	相談支援 アザレア
	ケアプランセンター 向日葵
	はたらこっと
	相談支援事業所ぼアソ
	相談支援事業所 レモネード草津
	相談支援事業所 風彩
	ほっとココ
地域移行支援・地域定着支援【3事業所】	ほっとココ
	特定非営利活動法人 ディフェンス
	栄寛相談支援事業所
生活介護【16事業所】	ワークパートナーきらら北山田
	障害福祉サービス事業所むつみ園
	スマイルくさつ
	にぎやか塾
	ワークパートナーきらら穴村
	山寺作業所
	重症心身障害者通所施設 ピアーズ
	生活介護事業所あゆみ
	生活介護事業所 輝
	重症心身障害者通所施設かなえ
	デイサービス向日葵
	滋賀県立むれやま荘
	住倉草津作業所
	生活介護 とういんくる・ポワ
	小規模多機能型居宅介護事業所 心
	小規模多機能型居宅介護事業所 こころね
療養介護【1事業所】	びわこ学園医療福祉センター草津
短期入所【8事業所】	滋賀県立むれやま荘
	びわこ学園医療福祉センター草津
	短期入所住倉草津
	ばとん 短期入所
	短期入所 草津橋岡町
	小規模多機能型居宅介護事業所 心
	小規模多機能型居宅介護事業所 こころね
	小規模多機能型居宅介護サービス フェイス
施設入所【1事業所】	滋賀県立むれやま荘

障害福祉サービス	事業所名
自立訓練（機能訓練）【1事業所】	滋賀県立むれやま荘
自立訓練（生活訓練）【3事業所】	滋賀県立むれやま荘
	障害福祉サービス事業所第二むつみ園
	フリータイム
就労移行支援【8事業所】	ワークステーションわかたけ
	滋賀県立むれやま荘
	障害福祉サービス事業所第二むつみ園
	雇用支援センターきらっと
	クロスジョブ草津
	J A L A N
	ディーキャリア 草津オフィス
	滋賀就労移行支援ひつじ
就労継続支援 A 型【3事業所】	メイプル滋賀工場
	ウェルメント草津
	Baby Leaf
就労継続支援 B 型【22事業所】	ワークステーションわかたけ
	にぎやか工房
	ワークパートナーきらら北山田
	若竹作業所
	障害福祉サービス事業所むつみ園
	こなん S S N
	アイ・コラボレーション
	にぎやか塾
	シエスタ
	ワークパートナーきらら穴村
	障害福祉サービス事業所第二むつみ園
	Workshop tetote
	ベーカリー&カフェ脇本陣
	J A L A N
	フリータイム
	つくも
	F L A T W O R K O F F I C E
	QUO. Kusatsu
	ウェルメント草津 2
	アトリエ ラト
	住倉草津作業所
	ビストロ向日葵
共同生活援助【16事業所】 （グループホーム）	グループホームにぎやかなの家
	グループホーム 若竹
	若草の家
	グループホームむげん
	Dear House
	きららホーム
	たちきの実
	グループホーム・ケアホームゆかの里
	RUMAH RUMAH
	はびねす南草津第1
	ホーム ばとん
	グループホーム住倉草津
	グループホームこんぜ
	ライフスペース向日葵
	ソーシャルインクルーホーム草津橋岡町
	障がい者グループホーム ラビホーム

障害福祉サービス	事業所名
居宅介護・重度訪問介護【31事業所】	有限会社 ヒューマンケア あゆみ
	にぎやかステーション
	あいサポートセンター
	特定非営利活動法人 ディフェンス
	やすらぎステーション
	メディケア訪問介護事業所
	草津地域福祉事業所 ヘルパーステーション みんなの家
	障がい者サポートセンタースマイルフレンズ
	ケア湖風介護サービス
	栄寛福祉サービス事業所
	ニチイケアセンター草津
	特定非営利活動法人 あい・ビリーブ
	プラスケアPeco
	ヘルパーステーション向日葵
	サポートデイジー
	訪問介護いまここケア
	ライフケア向日葵
	訪問介護事業所 るびな
	ヘルパーステーション ダブルチーム
	ヘルパーステーションあじさい
	no-deライフ
	ケアセンタークローバーSEED
	訪問介護アザレアK.C
	ヘルパーステーションくじら
	訪問介護事業所よかよか
	はびねすさぽーと滋賀支店
	ヘルパーステーション えにし
	ヘルパーステーションCOCOそら
	ケア21草津
	ヘルパーステーション彩
	ケアステーションつみき
同行援護【7事業所】	にぎやかステーション
	草津地域福祉事業所 ヘルパーステーション みんなの家
	ケア湖風介護サービス
	ヘルパーステーション ダブルチーム
	訪問介護アザレアK.C
	サポートデイジー
行動援護【10事業所】	ケア21草津
	にぎやかステーション
	あいサポートセンター
	プラスケアPeco
	ヘルパーステーション向日葵
	有限会社 ヒューマンケア あゆみ
	障がい者サポートセンタースマイルフレンズ
	no-deライフ
	ケア湖風介護サービス
	ヘルパーステーション えにし
	ヘルパーステーション彩

■市内の障害児通所支援サービス等事業所（令和５年１０月１日現在）

障害児通所支援サービス等	事業所名
障害児相談支援【11事業所】	栄寛相談支援事業所
	草津市立発達支援センター
	相談支援事業所「歩歩」
	ほっとココ
	クロスロード
	おひさまはうす
	相談支援 アザレア
	ケアプランセンター 向日葵
	相談支援事業所ぽアソ
	相談支援事業所 レモネード草津
	相談支援事業所「風彩」
児童発達支援【14事業所】	草津市立発達支援センター
	おひさまはうす
	スパーク草津店
	ichi5
	ちょこらんど
	ウィズ・ユース草津笠山
	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校
	ブティット草津ルーム
	コペルプラス草津教室
	ブロッサムジュニア南草津教室
	レモネードキッズ草津
	リニエプラッツ草津
	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校第2
	障害児通所支援アジュール若草
保育所等訪問支援【6事業所】	草津市立発達支援センター
	おひさまはうす
	ちょこらんど
	ichi5
	ブティット草津ルーム
	リニエプラッツ草津
居宅訪問型児童発達支援【1事業所】	草津市立発達支援センター

障害児通所支援サービス等	事業所名
放課後等デイサービス【37事業所】	児童デイサービス「もも」
	第2もも スマイル
	きぼう
	ソラマメくらぶ
	げんき
	aiB2
	あろは笠山
	ゆにこ青地
	ともいくの森
	あおぞら
	いまここケア
	いまここplus
	あみ・フルール
	ジュニアスペースらいぶ草津
	ジュニアスペースらいぶ草津アネックス
	あすなろ草津
	辻義塾 橋岡教室
	辻義塾 南草津教室
	ichi5
	ちょこらんど
	おひさまはうす
	青い鳥
	スパーク草津店
	いまここstep
	incline
	こころね
	第2げんき つなぐ
	いまここmico
	ウィズ・ユー草津笠山
	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校
	プティット草津ルーム
	RECO アフタースクール
	こころね ろくは
	ブロッサムジュニア 南草津教室
	リニエプラッツ草津
	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校第2
	障害児通所支援アジュール若草

2. 障害者福祉施策の現状と課題

「障害福祉に関するアンケート調査結果」、「第2次草津市障害者計画の評価」、「障害者団体や障害福祉サービス事業所等へのヒアリング等調査結果」、「草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書」を踏まえた本市の障害者福祉に係る現状と課題を、「第2次草津市障害者計画」の基本的施策・施策分野に即して以下のとおり整理します。

目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

施策1：障害と障害のある人への理解の促進

施策2：権利擁護と虐待の防止

【現状・実績】

○すべての人の基本的人権の尊重を前提として、子どもから大人まで、誰もが、家庭や地域、学校、職場など様々な場面で、障害や疾病に対して正しい知識と理解を身につけることができるよう、障害者差別解消法の趣旨を踏まえながら、広報や啓発活動、ふれあい・交流の機会づくり等を進めています。また、障害のある人が尊厳を持って安心して生活できるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進とサービス提供事業者への働きかけを行うとともに、障害のある人への虐待の防止に向けた啓発、早期発見・早期対応に努めています。

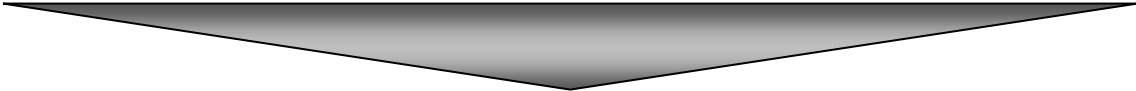
※第2次草津市障害者計画における目標1については施策1、2に基づき事業を実施しているところであり、概ね事業毎の計画目標を達成したものの、施策毎に設定した目標を達成したものとなっておらず、障害者理解や制度の普及に関して取り組む必要があります。

【課題】

- 障害があることで差別を受けた、または嫌な思いをしたことがある障害のある人が3割半ばとなっております。また、偏見や差別のないまちだと思いかについて、“思わない”の割合が“思う”の割合を上回っており、偏見や差別が今もなお残っていると感じている市民がいることが伺え、障害と障害のある人に対しての正しい知識と理解をしてもらえる啓発活動等が求められます。
- 障害のある人が成年後見制度について“内容を知らない”の割合が6割となっており、制度についての更なる周知啓発を推進していく必要があります。
- 事業所等のヒアリングにおいては、周知啓発、支援体制、連携が不十分と

いったことや、関係者間での制度認識の差、人員不足による問題、制度の理解・認識不足、表出しない虐待の発見・通報の遅れ、障害特性の理解不足や思い込み、支援者の疲弊、メンタルヘルス不調などの課題があげられています。

- 草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書においては、障害特性によってはコミュニケーションが困難な方もおられ、不適切な支援や支援者による虐待を防止するために、障害特性を理解した人材の育成が課題とされています。また、障害特性や配慮事項に関して個別性が高いことのより一層の企業理解の必要性について課題とされています。



障害理解に向けた啓発活動等の充実

成年後見制度の普及

目標 2：いのちと健康を守ることができる

施策 3：疾病等の予防と早期発見・早期対応

施策 4：精神保健福祉対策の強化

施策 5：保健・医療の充実

【現状・実績】

○支援が必要とされる乳幼児については、発達支援センターの利用につながるとともに、継続した支援を行うため、関係機関との連携に努めています。また、保健活動（訪問、電話、面接相談）やこころの健康に関する相談など、市の保健施策を中心とした精神疾患の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制の充実を図っています。そのほか、精神疾患や社会的なつながりに不安を抱えるなど様々な原因でひきこもりの状態にある人へ必要な支援を行うため、各支援窓口や県ひきこもり支援センターとの連携による支援体制の充実を図っているほか、生活習慣病の予防やその重症化を防ぐことを目的とした市民の健康づくりに係る取組の中で、障害のある人への支援に努めています。

※第 2 次草津市障害者計画における目標 2 については、施策 3～5 に基づき事業を実施しており、概ね事業毎の計画目標を達成していますが、コロナ禍の影響により、満足に実施出来なかった事業もあり、引き続き事業を実施していく必要があります。

【課題】

- 障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要であり、今後も、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。
- 本市では、保健活動やこころの健康に関する相談など、保健施策を中心とした精神疾患の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制の充実に努めてきましたが、今後も相談支援体制の充実や支援施設、医療機関等との連携強化を図る必要があります。
- 障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、障害のある人が、今後も住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受け

られる体制が必要です。

- 事業所等のヒアリングにおいては、当事者の本心の汲み取りが困難であることや、社会全体の障害特性の理解不足、多職種（医療等）との連携の課題、社会資源の少なさ、障害特性に応じた支援が出来ていないことなどの課題があげられております。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書においては、精神障害者支援の充実について、生活介護、精神障害に特化した相談支援等のサービス量確保のために、事業所等の確保が課題とされています。また、医療との連携が不十分な点が課題とされています。

障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実

自宅での適切な医療的ケア

医療、リハビリテーションの充実

目標 3：安心して日常生活がおくれる

施策 6：相談体制の強化

施策 7：日常生活支援の充実

施策 8：住まいの確保

施策 9：家族等への支援の充実

施策 10：経済的負担の軽減

施策 11：制度の維持と適正運用

【現状・実績】

- 障害のある人とその家族に寄り添い、ライフステージに応じた様々な生活課題に対して支援できるよう、障害者福祉センターを中心に、他の相談支援事業者とも連携して、総合的な相談体制の強化・充実を図るとともに、新たな相談支援事業所の参入等について検討し、相談支援事業所の確保に努めています。また、身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努めているほか、基幹相談支援センターを設置し、関係機関との連携の強化を図るとともに、地域における総合的な相談支援体制の充実に努めています。
- 障害のある人が、毎日の生活を自分らしく送ることができるよう、訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障害福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めています。また、医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人など重度障害のある人に対し、障害特性に応じたサービス提供ができるようサービスの質の向上に努めているほか、生活介護については、特別支援学校卒業後の進路先としてのニーズが大きいことから、サービス量の確保に努めています。
- 障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続でき、また、施設入所者や長期入院者が地域生活へ移行できるよう、補助制度を活用したグループホームの整備や定員増等について促進するとともに、民間賃貸住宅への居住支援を促進する体制づくりに努めています。また、各種手当や年金等について、手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努めて、その適切な利用を促進しています。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議を通じて、障害のある人の地域生活を持続的にサポートできる福祉人材の確保等について検討するとともに、利用者ニーズを踏まえた障害福祉サービスの適正供給が保たれるよう努めています。また、強度行動障害のある人への支援については、県制度と連携し、支援の必要な人に支援が継続できるよう

制度の維持に努めているほか、地域生活移行に向けた生活体験や、家族のレスパイト、本人の地域生活疲れや健康管理・維持に対応できるよう、サービスの量的な充実を図っています。

※第2次草津市障害者計画における目標3については、施策6～11に基づき事業を実施しており、一部、対象者がおらず、計画目標を達成していない事業もありましたが、概ね計画目標を達成することが出来ています。しかしながら、各事業におけるニーズが増えてきており、継続した事業実施が求められています。

【課題】

- アンケート調査によると、困っていることや不安に思っていることについての相談先が「ない」の割合が3割半ばとなっており、草津市で生活するために必要な支援として、「相談できる場所や人等が充実していること」の割合が高くなっています。また、普段の悩みごとや困った時の相談先について、「家族や親せき」の割合が最も高くなっている一方で、公的機関や専門機関に相談する割合は低くなっています。
- アンケート調査によると、現在、生活しているところについて、「自宅で生活している」の割合が8割以上と高く、これからの生活について、「家族と一緒に暮らしたい」の割合も高くなっています。また、これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実」、「障害者の福祉サービスの充実」の割合が高くなっています。
- アンケート調査では、現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」の割合が8割以上となっており、また、主に介助してくれる人は「家族」の割合が最も高くなっており、介助の中心となる家族の年齢は60歳以上の割合が4割半ばとなっています。
- 本市では、障害のある人とその家族に寄り添い、ライフステージに応じた様々な生活課題に対して支援できるよう、障害者福祉センターを中心に、他の相談支援事業者とも連携して、総合的な相談体制の強化・充実を図ってきましたが、今後も、個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- 今後も地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、各種障害福祉サービスについて周知を図るとともに、質・量ともに充実させていくことが必要です。
- 本市では、障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続でき、また、施設入所者や長期入院者が地域生活へ移行できるよう、グループホームなどの住まいの場の確保等に努めてきましたが、今後も障害のある人が望む暮らし

方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていく必要があります。

- 障害のある人を日常的に介助・介護している家族等について、一時的な負担軽減や家族同士の交流促進など、家族等への支援の充実を図っていくことが必要です。
- 各種手当や年金等について、手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努めて、その適切な利用の促進を図ってきましたが、今後も、手当の支給や経済的負担の軽減等により、障害のある人の経済的自立を支援していくことが必要です。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議を通じて、障害のある人の地域生活を持続的にサポートできる福祉人材の確保等について検討するとともに、利用者ニーズを踏まえた障害福祉サービスの適正供給が保たれるよう努めてきましたが、今後も障害のある人が必要な障害福祉サービスを適正に利用できるよう、制度の維持と適正運用を図っていくことが必要です。
- 事業所等のヒアリングにおいては、支援手順、医療情報の把握が不十分、緊急時対応の資源が希少、受け入れ先、支援者が不足し、特性（強度行動障害等）に応じた受け入れが困難、緊急時対応フロー、バックアップの必要性など課題があげられております。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書においては、相談支援体制について、相談利用に対する支援員の不足や、緊急時の支援体制が不十分であることから、それらに対応する機能を備えた地域生活支援拠点の早急な整備が課題とされています。また、事業所の施設整備・運営に関する支援について課題とされています。

相談できる場所、人等の充実

保護者などがいなくなった後の生活支援、障害のある人の福祉サービスの充実

障害のある人にとって住みやすい家が準備されていること

家族の一時的な負担軽減や家族同士の交流促進

手当などの経済的支援の充実

障害福祉サービスの適正供給

目標 4 : とともに育ち、学び、遊び、輝ける

施策 12 : 発達支援の充実

施策 13 : 就学前教育・保育の充実

施策 14 : 学校教育の充実

施策 15 : 放課後児童対策の充実

施策 16 : 文化・スポーツ活動等の促進

施策 17 : 就労支援と雇用環境整備の促進

【現状・実績】

- 発達に支援が必要な子どもに対して、早期から適切にフォローし、療育や特別支援教育等との一貫した支援を行っています。また、医療的ケアの必要な子どもに対して、関係機関と連携して、通所や訪問による支援の充実を図っています。
- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、巡回相談や保育所等訪問支援を実施し、特別な支援が必要な子どもと保護者への支援に努めています。また、障害のある子ども・ない子どもが共に学び育つ環境を充実させ、すべての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行っています。
- 放課後や学校長期休暇中、子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送れるよう支援しています。また、放課後等デイサービスにおいて、子ども一人ひとりの発達や障害に応じて質の高いサービスが提供されるようサービス提供事業所を支援しています。
- 誰もが様々な文化・スポーツ・レクリエーション等の活動に親しむことができるよう、合理的配慮のもとで参加のバリアを解消し、各種活動等を通じた交流を促進しています。
- 働く力と意欲のある人が、その人らしい働き方ができるよう支援するとともに、雇用環境の整備を促進しています。また、就労移行支援事業所による就労アセスメントを実施することで就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させて的確な支援に努めています。

※第2次草津市障害者計画における目標4については、施策12～17に基づき事業を実施しており、概ね計画目標を達成することが出来ていますが、コロナ禍の影響もあり、実績と目標に乖離が生じた事業がありました。

また、各事業におけるニーズは増加しており、引き続き事業を実施することが求められています。

【課題】

- 子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。
- アンケート調査では、通学や通園している上での問題点として、「通うのが大変」の割合が高くなっています。
- アンケート調査によると、学校等教育に望むことについて、「能力や発達、障害の状況に合った指導をしてほしい」、「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実してほしい」、「施設、設備を充実してほしい」などの意見が上位にあがっています。
- アンケート調査では、利用している障害児の通所サービスについて、「放課後等デイサービス」の割合が8割半ばとなっており、多くの子どもが利用しています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、障害のある人のスポーツや芸術文化活動への関心の高まりに対する取組が必要です。
- 障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。アンケート調査では、平日の日中の過ごし方について、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が2割となっており、障害のある人の就労支援で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数、時間差出勤等の配慮」、「通勤手段の確保」などの意見があげられています。
- 本市では、発達に支援が必要な子どもに対して、早期から適切にフォローし、療育や特別支援教育等との一貫した支援を行っていますが、今後も発達に支援が必要な子どもが増えることも考えられるため、障害のある子どものライフステージに沿った、成長に切れ目のない支援を行っていくことが必要です。
- 本市では、幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、特別な支援が必要な子どもと保護者への支援を行ってきましたが、今後も、就学前教育・保育の充実を図っていくことが必要です。

- 障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場の充実を図っていくことが必要です。さらに、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。
- 放課後や学校長期休暇中、子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送れるよう支援を行っていますが、今後も、「放課後等デイサービス」の利用が見込まれることが考えられるため、障害のある子どもに、療育的支援を伴った放課後等の生活と活動の場の充実を図っていく事が必要です。
- スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進に向けて、障害のある人となない人が相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。
- 障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、働き続けることのできる環境整備が必要です。また、企業と就労する障害のある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。
- 事業所等のヒアリングにおいては、障害に関して正しい理解が不十分であること、行政組織等との連携状況が不透明、守秘義務など制度の壁があること、保健、福祉、教育いずれも連携が希薄であるとの課題があげられております。また、スポーツについては、参加者、指導者の不足、健常者側の理解、一緒に楽しめる環境づくりなどが課題とされています。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書においては、療育・教育・福祉の連携の必要性、就労促進、就労定着などが課題とされています。

成長に切れ目のない支援、就学前教育・保育の充実

障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導

スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進

目標 5：地域共生社会づくりが進んでいる

施策 18：情報受発信の充実

施策 19：地域福祉活動の促進

施策 20：バリアフリー化の推進と移動の確保

【現状・実績】

- 障害特性に応じた情報伝達手段の充実を図るとともに、障害福祉に係る制度やサービス等についての丁寧な情報提供に努めています。また、障害福祉に係る制度やサービス等についての出前講座を実施しています。
 - 地域に住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、市民や行政、関係団体等が互いに連携しながら、地域福祉を推進しています。
 - 年齢、性別、障害や病気の有無などにかかわらず、すべての人にとって快適に生活できるまちづくりを具現化するユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、まちのバリアフリー化に取り組んでいます。また、障害のある人の外出を促進するために、障害の特性等を踏まえた移動手段の確保に努めるなど、移動の円滑化を推進しています。
- ※第2次草津市障害者計画における目標5については、施策18～20に基づき事業を実施しており、概ね計画目標を達成することが出来ていますが、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実や、個別避難計画に関する取組など、国の施策においても重要な位置づけがなされており、引き続き事業を実施することが求められています。

【課題】

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化が重要となりますが、アンケート調査によると、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法について、「家族や親せき、友人・知人」の割合が最も高くなっています。一方で、福祉に関する情報の入手について困っていることは、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容がむずかしい」などの意見があがっています。
- アンケート調査によると、災害時に一人で避難ができない割合が3割半ばとなっており、また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいない割合も3割半ばとなっています。災害時に障害があることで困ること、心配なこととして、「避難場所の生活環境（他人との関わり等）

が不安」、「避難場所の設備（トイレ等）が不安」、「治療が受けられない、薬がもらえない、医療的ケアが受けられない」などの意見があがっています。

- アンケート調査によると、これから特に力をいれてほしい障害者施策について、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」の意見があげられています。また、一般市民のアンケート調査においても、草津市の道路や商店街、公共施設などの生活環境は、障害のある人にとって使いやすいものだと思うかについて、“思わない”の割合が5割と高くなっています。
- 多様な障害の特性に応じて情報提供媒体の多様化を進め、障害のある人がさまざまな情報を得ることができるよう、今後も情報提供と意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。
- 災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向けた取組や、地域に住むすべての人が力を合わせ、地域全体で共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、地域福祉活動を促進していくことが必要です。
- 障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要です。
- 事業所等のヒアリングにおいては、障害特性によって、地域での孤立、有事の際の対応や体制等が不透明であること、警察、消防、医療と地域の連携が不足していること、災害をより想定した訓練、研修、避難経路におけるバリアフリー整備、人工呼吸器等が必要な方への備え、燃料確保などが十分といえない点などが課題としてあげられております。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書においては、災害時に障害特性に応じて避難をどのように行うかといった、災害対策にかかる課題があるとされています。また、障害のある方やその家族の孤立化、その他、公共交通機関の車椅子等のスペース確保が課題とされています。

情報提供と意思疎通支援の充実

災害発生時の避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保

交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進

目標に対する課題の総括

目標１：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

【課題】

- ・ 障害理解に向けた啓発活動等の充実
- ・ 成年後見制度の普及

目標２：いのちと健康を守ることができる

【課題】

- ・ 障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実
- ・ 自宅での適切な医療的ケア
- ・ 医療、リハビリテーションの充実

目標３：安心して日常生活がおくれる

【課題】

- ・ 相談できる場所、人等の充実
- ・ 保護者などがいなくなった後の生活支援、障害のある人の福祉サービスの充実
- ・ 障害のある人にとって住みやすい家が準備されていること
- ・ 家族の一時的な負担軽減や家族同士の交流促進
- ・ 手当などの経済的支援の充実
- ・ 障害福祉サービスの適正供給

目標４：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

【課題】

- ・ 成長に切れ目のない支援、就学前教育・保育の充実
- ・ 障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導
- ・ スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
- ・ 就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進

目標５：地域共生社会づくりが進んでいる

【課題】

- ・ 情報提供と意思疎通支援の充実
- ・ 災害発生時の避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保
- ・ 交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進

※ 第３次障害者計画策定にかかるアンケート調査、団体、事業者へのヒアリング、草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書において、全施策にわたって課題が存在しています。

第3章：理念と目標

本計画では、「第2次草津市障害者計画」の基本理念「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して～」を承継し、以下のとおり基本理念を掲げます。

1. 基本理念

**障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津
～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～**

【基本理念の考え方】

○「誰もがいきいきと輝けるまち」とは、

自ら選択した地域において安心して暮らし、自らの意思で自分らしい生き方を実現し、生きがいを持ってよりよい生活を送ることができるまちのことです。

○「共に生きる、インクルーシブな社会」とは、

障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会のことです。

2. 基本目標

基本目標については、第2次草津市障害者計画における全施策にわたって生じた課題解決に向けて、基本理念と同様に、第2次草津市障害者計画の体系を維持しつつ、本市が達成を図る目標を掲げます。

目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

障害と障害のある人に対する理解が広く行き渡り、すべての人の基本的人権が守られて、その人の尊厳が保たれ、人権を侵害されることがない社会を目指します。

目標2：いのちと健康を守ることができる

疾病等の予防や早期発見・早期対応ができる体制を維持するとともに、ライフステージごとの健康課題を踏まえた、いのちと健康を守る保健・医療の体制が整った社会を目指します。

目標3：安心して日常生活がおくれる

障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努め、相談・日常生活支援や家族等への支援に係るサービスが充実した社会を目指します。

目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

保育・教育を通じた切れ目のない支援が充実し、自らの主体性を持って仲間との関わりの中でその子らしく、いきいきと発達・成長でき、すべての人のスポーツ・レクリエーション・文化活動等、社会参加と自己実現の機会を保障する社会を目指します。

目標5：暮らしやすい社会づくりが進んでいる

地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を構築し、地域の主体的な支え合いを育むことや地域の資源を活かすこと、また、災害発生時の支援、情報提供と意思疎通支援、バリアフリーの促進を通じて、暮らしに安心感、生きがい、豊かさを生み出す社会を目指します。

第4章：福祉の施策

1. 施策の体系

5つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

＜成果目標＞ 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進

施策1：障害と障害のある人への理解の促進

施策2：権利擁護と虐待の防止

目標2：いのちと健康を守ることができる

＜成果目標＞ 精神障害者の自立に向けた取組の推進

施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応

施策4：精神保健福祉対策の強化

施策5：保健・医療の充実

目標3：安心して日常生活がおくれる

＜成果目標＞ 地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実

施策6：相談体制の強化

施策7：日常生活支援の充実

施策8：住まいの確保

施策9：家族等への支援の充実

施策10：経済的負担の軽減

施策11：制度の維持と適正運用

目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

＜成果目標＞ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

施策12：発達支援の充実

施策13：就学前教育・保育の充実

施策14：学校教育の充実

施策15：放課後児童対策の充実

施策16：文化・スポーツ活動等の促進

施策17：就労支援と雇用環境整備の促進

目標5：暮らしやすい社会づくりが進んでいる

＜成果目標＞ 防災等における支援体制の構築

施策18：情報受発信の充実

施策19：地域福祉活動の促進

施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保

2. 基本目標における成果目標

基本目標における成果目標について、それぞれ成果指標を設定し、計画を推進します。

目標 1

すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

<成果目標>

障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進

障害のある人が尊厳を持って安心して生活できるよう、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組み等を行い障害のある人もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

成果指標	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（％）					
	期首値 (R. 5)	15	期中目標値 (R. 8)	21	期末目標値 (R. 11)	27

目標 2

いのちと健康を守ることができる

<成果目標>

精神障害者の自立に向けた取組の推進

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、社会参加（就労など）、普及啓発（教育など）等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組み、保健・医療・福祉等の連携による支援体制を充実し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。

成果指標	精神障害者サロンの利用者数（人）					
	期首値 (R. 5)	593	期中目標値 (R. 8)	700	期末目標値 (R. 11)	800

目標 3

安心して日常生活がおくれる

<成果目標>

地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化等に取り組み、多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。

成果指標	「福祉の総合的な相談・支援の充実」の満足度（市民意識調査）（％）					
	期首値 (R. 5)	18	期中目標値 (R. 8)	24	期末目標値 (R. 11)	30

目標 4

ともに育ち、学び、遊び、輝ける

<成果目標>

医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

医療的ケアの必要な子どもと家族に対して、医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と連携しながら早期からの相談支援に取り組み、子どもの発達支援や保護者の子育て支援の充実を図ります。

成果指標	医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数（人）					
	期首値 (R. 5)	33	期中目標値 (R. 8)	38	期末目標値 (R. 11)	44

目標 5

暮らしやすい社会づくりが進んでいる

<成果目標>

防災等における支援体制の構築

地域の人たちと障害のある人、福祉関係者、行政などが連携を深め、万が一に備えた取り組みを進め、避難行動要支援者の命と暮らしを守る取り組みを進めます。また、障害特性に応じた情報伝達手段の充実に取り組みます。

成果指標	避難行動要支援者名簿の登録者数 （人） （障害のある人分）					
	期首値 (R. 5)	684	期中目標値 (R. 8)	733	期末目標値 (R. 11)	782

3. 施策の内容

それぞれの施策の内容は、以下のとおりです。なお、施策を構成する主な事業は、既存事業を掲載しています。また、複数の施策に関連する事業もありますが、重複して掲載はしていません。

施策 1

障害と障害のある人への理解の促進

- すべての人の基本的人権の尊重を前提として、子どもから大人まで、誰もが、家庭や地域、学校、職場など様々な場面で、障害や疾病に対して正しい知識と理解を身につけ、また、障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の趣旨を踏まえながら、共生社会の実現に向けて合理的配慮の提供に関する活動、障害のある人への理解促進のための広報、啓発活動、ふれあい・交流の機会づくり等を進めます。

<施策を構成する主な事業>

- | | |
|---|--------------------|
| [1] 障害者福祉センター管理運営事業 [啓発事業分] | 【障害福祉課】 |
| ・ 障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。 | |
| [2] 各種団体活動費補助金事務 | 【障害福祉課】 |
| ・ 障害者団体等の活動費の一部を補助することで、団体等の活動を促進します。 | |
| [3] 精神保健福祉対策事業 | 【障害福祉課】
【健康増進課】 |
| ・ こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。 | |
| [4] 障害者福祉推進事務 | 【障害福祉課】 |
| ・ 障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、すべての市民、民間事業者に対して、障害のある人に対する差別を禁止し、合理的配慮の提供の啓発に努めます。 | |
| ・ 障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 | |
| ・ 障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、また、差別による相談、紛争の解決の取り組みを進めるため既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて協議を進めます。 | |
| [5] 体験実践活動推進事業 | 【学校政策推進課】 |
| ・ 学校教育において、体験を通じた福祉教育の充実を図ります。 | |
| [6] 人権センター自主事業 | 【人権センター】 |
| ・ 障害のある人の人権擁護のためのセミナーや、広報紙等を用いた啓発を図ります。 | |

施策 2

権利擁護と虐待の防止

- 障害のある人が尊厳を持って安心して生活できるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進とサービス提供事業者への働きかけを行うとともに、障害のある人への虐待の防止に向けた啓発、早期発見・早期対応を行います。

<施策を構成する主な事業>

[7] 障害者虐待防止対策支援事業

【障害福祉課】

- ・ 障害者虐待防止センターにおいて、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、障害者虐待対応マニュアルに基づき、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。
- ・ 弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。
- ・ 緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。
- ・ 障害者虐待防止法の周知啓発を行います。

[8] 成年後見制度利用支援事業

【障害福祉課】

- ・ 湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。
- ・ 湖南福祉圏域の状況を見極めた上で、必要に応じ市民後見人の育成に向けた検討を行います。
- ・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。
- ・ 成年後見制度利用促進のために、湖南福祉圏域4市で、目指すべき方向性を明確化し、地域ネットワークを構築するために共通の計画を作成します。

[9] 基幹相談支援事業[基幹相談支援センターのうち権利擁護・虐待防止に関する部分]

【障害福祉課】

- ・ 基幹相談支援センターにおいて、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。

施策 3

疾病等の予防と早期発見・早期対応

- 妊娠期から乳幼児期に対する保健施策の充実に努め、また、母子の健康についての知識の普及を図ります。
- 支援が必要とされる乳幼児については、発達支援センターの利用につながるとともに、継続した支援を行うため、関係機関との連携に努めます。

<施策を構成する主な事業>

[10] 妊婦健診事業

【子育て支援センター】

- ・ 妊婦（母子）への健（検）診を行います。

[11] 総合相談事業

【子育て相談センター】

妊娠出産包括支援事業

- ・ 母子健康手帳発行時の全妊婦相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談支援を行い、時期を通じた情報提供、禁煙・禁酒指導や産後ケア事業など母子の健康保持・増進の支援に努めます。

[12] 育児等健康支援事業

【子育て相談センター】

- ・ 乳幼児健診後の発達フォローの場として親子教室を運営し、発達相談等を実施しながら早期療育につなぎます。

[13] 乳幼児健診事業

【子育て相談センター】

- ・ 乳幼児健診を実施し、発達に支援が必要な子どもを発達相談等適切な支援へつなぎます。

施策 4

精神保健福祉対策の強化

- 保健活動（訪問、電話、面接相談）やこころの健康に関する相談、サロン活動など、市の保健施策を中心とした精神疾患の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制の充実を図ります。
- 精神疾患や社会的なつながりに不安を抱えるなど様々な原因でひきこもりの状態にある人へ必要な支援を行うため、重層的支援体制整備事業を活用し、継続的な伴走支援に必要な「多機関協働」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能強化に努めるとともに、各支援窓口や県ひきこもり支援センターとの連携による支援体制の充実を図ります。

＜施策を構成する主な事業＞

[14] 精神障害にも対応した地域ケアシステム構築事業

【障害福祉課】

- ・ 精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう医療・保健・福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われ、地域移行後の日常生活が安定して送れるための支援体制の構築に努めます。

[15] 健康づくり推進協議会・自殺対策推進会議運営事業

【健康増進課】

- ・ 両会議を通じて、さまざまな関係機関と連携を強化し、市全体の心身の健康づくりを推進します。

[16] 精神保健対策事業

【健康増進課】

- ・ こころの健康づくりについて啓発するとともに、精神疾患に関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。

[17] 草津市スクールソーシャルワーカー配置事業

【児童生徒支援課】

- ・ 児童生徒への相談対応や環境調整、福祉制度との連携などのため、「スクールソーシャルワーカー」を各学校に派遣します。

[18] やまびこ教育相談室運営事業

【教育研究所】

- ・ 「やまびこ教育相談室」において、不登校対応を中心とした、児童生徒への相談対応やカウンセリングなどを行います。

[19] 障害者福祉センター管理運営事業〔精神サロン分〕

【障害福祉課】

湖南地域地域活動支援センター事業〔精神サロン分〕

- ・ 精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。

[20] 地域生活支援事業〔啓発事業分〕

【障害福祉課】

- ・ 精神疾患や精神障害に対する理解や差別解消を図るため、啓発事業を行います。

[21] 重層的支援体制整備事業

【人とくらしのサポートセンター】

- ・ 課題が複雑化・複合化した事例や狭間の課題、解決のため関係機関の役割の整理支援の方向性を示します。

[22] 社会福祉事業振興事業

【人とくらしのサポートセンター】

- ・ ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るため、居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。

施策 5

保健・医療の充実

- 誰もが健康に毎日の生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携に努めます。
- 生活習慣病の予防やその重症化を防ぐことを目的とした市民の健康づくりに係る取組の中で、障害のある人への支援に努めます。
- 地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら自分らしく安心して暮らすことができる体制の構築に努めます。

<施策を構成する主な事業>

[23] 湖南地域広域行政組合負担金事務

【健康増進課】

- ・ 湖南広域休日急病診療所の運営のため、広域行政組合の負担金を拠出します。

[24] かかりつけ医普及促進事業

【健康増進課】

- ・ 草津栗東医師会と連携して、医療や健康に関する疑問や質問について話をする「おでかけドクターとお気軽トーク」を実施し、かかりつけ医の普及を促進します。

[25] 救急医療情報システム運営負担金事務

【健康増進課】

- ・ 救急医療情報システムの運営に係る負担金を拠出します。

[26] 健康相談事業

【健康増進課】

- ・ 生活習慣病の予防ができるよう、保健師等が生活習慣の改善にむけての相談を実施します。

[27] 健康診査事業

【健康増進課】

- ・ 生活習慣病の予防と早期発見・対応を目的として、各種健（検）診を実施します。

[28] 歯科保健指導事業

【健康増進課】

- ・ 歯科保健指導を行うほか、湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会の活動を通じて、障害のある人の歯科保健の充実を図ります。

[29] 未熟児養育医療給付事業

【子育て相談センター】

- ・ 出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。

[30] 自立支援医療給付事業

【障害福祉課】

- ・ 障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。

施策 6

相談体制の強化

- 障害のある人とその家族に寄り添い、ライフステージに応じた様々な生活課題に対して支援できるよう、障害者福祉センターを中心に、他の相談支援事業者とも連携して、総合的な相談体制の強化・充実を図るとともに、新たな相談支援事業所の参入等について検討し、相談支援事業所の確保に努めます。
- 身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努めます。

<施策を構成する主な事業>

[31] 地域生活支援拠点等の整備・充実事業

【障害福祉課】

- ・ 障害のある人や難聴患者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化を湖南福祉圏域4市で図ります。また、自立支援協議会を活用し、拠点等の運営や活動の対する評価を行います。

[32] 障害者福祉センター管理運営事業

【障害福祉課】

- ・ 障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。
- ・ 誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。

[33] 湖南地域地域活動支援センター事業

【障害福祉課】

- ・ 湖南福祉圏域における相談支援事業の充実を図ります。

[34] 発達支援センター運営事業〔障害児相談支援分〕

【発達支援センター】

- ・ 障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、障害児相談支援給付費を支給します。

[35] 計画相談支援給付事業

【障害福祉課】

- ・ 障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。

[36] 相談支援機能強化事業

【障害福祉課】

- ・ 相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し相談機能の強化を図ります。

[37] 基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち相談支援に関すること〕

【障害福祉課】

- ・ 基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みを図ります。

[38] 指定特定相談支援体制強化事業	【障害福祉課】
・ 市内に拠点をおく中核的な相談支援事業所に対して、計画相談員の確保を図るために補助金を交付するとともに、市内に居住する障害福祉サービスを利用する人が必要なサービスを利用するにあたり適宜相談できる体制の強化のために、相談支援事業所に対して補助金を交付します。	
[39] 地域相談支援給付事業	【障害福祉課】
・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	
[40] 子ども・若者総合相談窓口事業	【子ども家庭・若者課】
・ さまざまな悩みを抱える子どもや若者、その家族の支援をします。	
[41] 福祉の総合窓口事業	【人とくらしのサポートセンター】
・ 多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。	

施策 7

日常生活支援の充実

- 障害のある人が、毎日の生活を自分らしく送ることができるよう、訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障害福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。
- 医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人など重度障害のある人に対し、障害特性に応じたサービス提供ができるようサービスの質の向上に努めます。

<施策を構成する主な事業>

[42] 訪問系サービス給付事業

【障害福祉課】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。

[43] 日中活動系サービス給付事業〔就労関係以外〕

【障害福祉課】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。

[44] 補装具給付事業

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

【障害福祉課】

障害者紙おむつ助成事業

- ・ 補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。
- ・ 軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成します。
- ・ 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成します。

[45] 地域生活支援事業〔情報受発信、精神保健福祉対策以外〕

【障害福祉課】

- ・ 障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。
- ・ 日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。

[46] 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

【子育て相談センター】

- ・ 小児慢性特定疾病の認定を受けた人（児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人）に、日常生活用具を給付します。

施策 8

住まいの確保

- 障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続でき、また、施設入所者や長期入院者が地域生活へ移行できるよう、グループホームなどの住まいの場を確保するとともに、民間賃貸住宅への居住支援を促進する体制づくりに努めます。

<施策を構成する主な事業>

[47] 居住系サービス給付事業

【障害福祉課】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。

[48] 公営住宅長寿命化・建替促進事業

【住宅課】

- ・ 公営住宅の長寿命化工事や建替えを通じて、障害のある人の居住の確保への寄与を図ります。

[49] 公営住宅供給促進事業

【住宅課】

- ・ 公営住宅において、障害のある人に対する個別の入居要件を設けるとともに、車いす利用者向け住居等を確保します。

[50] 居住支援促進事業

【人とからしのサポートセンター】

【障害福祉課】

【建築政策課】

- ・ 障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援に係る相談体制の整備を進めます。

施策 9

家族等への支援の充実

- 障害のある人を日常的に介助・介護しているヤングケアラーを含む家族等について、一時的な負担軽減や家族同士の交流促進を図ります。

<施策を構成する主な事業>

[51] 24時間対応型利用制度支援事業

【障害福祉課】

- ・ セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事業、障害福祉サービス対象外事業）を実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。

[52] 子育て支援事業

【子育て相談センター】

- ・ ファミリー・サポート・センターの利用に対して助成します。

[53] 日中一時支援事業

【障害福祉課】

- ・ 障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。

[54] 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

【障害福祉課】

- ・ 県立養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の送迎に係る負担を軽減し、通学のしやすさの向上を図るため、当該児童を道路運送事業者と看護師が保護者の代わりに県立養護学校と自宅の間の送迎を行います。

施策 10

経済的負担の軽減

- 各種手当や年金等について、手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努めて、その適切な利用を促進します。

<施策を構成する主な事業>

[55] 高額障害福祉サービス等給付事業

【障害福祉課】

- ・ 世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。

[56] 特別障害者手当等給付事業

【障害福祉課】

- ・ 重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。

[57] 国民年金手続等事務

【保険年金課】

- ・ 障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。

[58] 心身障害者（老人）福祉医療助成事業

【保険年金課】

- ・ 身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（１級～３級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。
また、精神障害のある人の助成に向けた検討を進めていきます。

[59] 精神障害者（老人）精神科通院医療助成事業

【保険年金課】

- ・ 精神障害のある人の通院医療に必要な費用を助成します。精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。

[60] 自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業

【障害福祉課】

- ・ 在宅の重度障害のある人が生活行動範囲を広げ、積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシーの料金の一部を助成します。

[61] 在宅重度障害者住宅改造費補助金事務

【障害福祉課】

- ・ 在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成します。

施策 11

制度の維持と適正運用

- 草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議を通じて、障害のある人の地域生活を持続的にサポートできる福祉人材の確保等について検討するとともに、利用者ニーズを踏まえた障害福祉サービスの適正供給が保たれるよう努めます。
- 強度行動障害のある人への支援については、県制度と連携し、支援の必要な人に支援が継続できるよう制度の維持に努めます。
- 重症心身障害者に対応できる施設等の整備を促進します。
- 地域生活移行に向けた生活体験や、家族のレスパイト、本人の地域生活疲れや健康管理・維持に対応できるよう、サービスの量的な充実を図ります。

<施策を構成する主な事業>

[62] 福祉計画推進事業

【障害福祉課】
【発達支援センター】

- ・ 「草津市障害者計画」に基づき、インクルーシブな地域社会づくりを推進するとともに、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」による計画的な障害福祉サービス事業量の確保を図ります。

[63] 重症心身障害者通所施設運営費補助事業

【障害福祉課】

- ・ 重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営を支援するため、湖南福祉圏域4市で運営費を補助します。

[64] 障害者自立支援事業所運営費補助金事務

【障害福祉課】

- ・ 重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。

[65] 湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業

障害福祉サービス事業所等整備事業

障害者グループホーム整備事業

【障害福祉課】

- ・ 湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備に向けた検討を行います。
- ・ 障害福祉サービス事業所等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助するなど、様々な支援により整備を促進します。

[66] 障害支援区分認定事務

【障害福祉課】

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や調査を行うとともに、障害者総合支援法草津市審査会を運営します。

[67] 障害者施設家賃補助事業

【障害福祉課】

- ・ 障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを提供する施設を市内で賃借している場合に生ずる当該施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。

[68] 滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業
社会的事業所運営費補助事業

【障害福祉課】

- ・ 薬物依存症・ひきこもりなど、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図るため、滋賀型地域活動支援センターや社会的事業所に対して運営費を補助します。

施策 12

発達支援の充実

- 発達に支援が必要な子どもに対して、早期から適切にフォローし、療育や特別支援教育等との一貫した支援を行います。

<施策を構成する主な事業>

[69] 発達支援センター運営事業

【発達支援センター】

- ・ 発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。

[70] 障害児通所給付事業〔児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分〕

【発達支援センター】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）に係る障害児通所給付費を支給します。

[71] 湖の子園運営事業

【発達支援センター】

- ・ 発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とする乳幼児とその保護者が通園する施設「湖の子園」により、早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。

施策 13

就学前教育・保育の充実

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、巡回相談や保育所等訪問支援を実施し、特別な支援が必要な子どもと保護者への支援を充実させます。

＜施策を構成する主な事業＞

[72] 幼稚園・認定こども園運営支援事業 特別支援教育推進事業〔幼稚園分〕

【幼児課】

- ・ 幼稚園・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配教諭等を配置するなどの支援体制を整えます。

[73] 保育所・認定こども園運営支援事業

【幼児課】

- ・ 保育所（園）・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配保育士等を配置するなどの支援体制を整えます。

[74] 幼稚園・認定こども園教育指導研修事業

【幼児課】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、幼稚園教諭等への研修を実施します。

[75] 保育所・認定こども園指導研修事業

【幼児課】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、保育士等への研修を実施します。

[76] 子育て支援センター運営事業

【子育て相談センター】

- ・ 就学前の子どもの保護者の相談対応などを通じて、子どもが安心して個性を伸ばしていけるよう支援します。

[77] 障害児通所給付事業〔児童発達支援、保育所等訪問支援分〕

【発達支援センター】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援）に係る障害児通所給付費を支給します。

施策 14

学校教育の充実

- 障害のある子ども・ない子どもが共に学び育つ環境を充実させ、すべての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

<施策を構成する主な事業>

[78] 特別支援教育推進事業

【児童生徒支援課】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行うとともに、特別支援学校との交流活動を行います。

[79] 草津市教育支援委員会運営事業

【児童生徒支援課】

- ・ 本人・家族への教育相談・就学相談を行います。

[80] 教職員研修事業

【児童生徒支援課】

- ・ 多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を提供できるよう、研修等を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターの技能向上を図ります。

施策 15

放課後児童対策の充実

- 放課後や学校長期休暇中、子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送れるよう支援します。
- 放課後等デイサービス等において、子ども一人ひとりの発達や障害に応じて質の高いサービスが提供されるようサービス提供事業所を支援します。

<施策を構成する主な事業>

[81] 障害児通所給付事業〔放課後等デイサービス分〕 【発達支援センター】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（放課後等デイサービス）に係る障害児通所給付費を支給します。

[82] 日中一時支援事業〔障害のある子ども分〕 【障害福祉課】

- ・ 長期休暇中や放課後に、障害のある子どもの日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。

[83] 児童育成クラブ運営事業 【子ども・若者政策課】

- ・ 児童育成クラブが障害のある子どもにとって、安全で安心な生活の場となるよう、関係機関と連携を図りながら保育環境を整えます。

施策 16

文化・スポーツ活動等の促進

- 誰もが様々な文化・スポーツ・レクリエーション等の活動に親しむことができるよう、合理的配慮のもとで参加のバリアを解消し、各種活動等を通じた交流を促進します。

＜施策を構成する主な事業＞

- | | |
|--|-----------|
| [84] 障害者福祉センター管理運営事業[余暇活動事業分] | 【障害福祉課】 |
| ・ 障害者福祉センターで教養文化講座やスポーツ教室を開催し余暇活動を促進します。 | |
| [85] 障害者福祉推進事務[全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分] | 【障害福祉課】 |
| ・ 全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業の実施により、障害者スポーツを推進します。 | |
| ・ 令和7年に滋賀県で開催される全国障害者スポーツ大会等を通じて、障害者スポーツの魅力を発信します。 | |
| [86] 社会参加促進事業 | 【障害福祉課】 |
| ・ 障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 | |
| ・ 障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。 | |
| [87] 市民文化芸術活動支援事業 | 【生涯学習課】 |
| ・ 誰もが文化に触れることができるよう文化の鑑賞機会を充実します。 | |
| ・ 社会参加を促進するきっかけとなるよう、文化の創作・体験機会づくりを進めます。 | |
| [88] 市民スポーツ大会開催費補助事業
県民スポーツ大会等出場支援補助事業 | 【スポーツ推進課】 |
| ・ 市民スポーツ大会の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。 | |

施策 17

就労支援と雇用環境整備の促進

- 働く力と意欲のある人が、その人らしい働き方ができるよう支援するとともに、雇用環境の整備を促進していきます。
- 就労移行支援事業所による就労アセスメントを実施することで就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させて的確な支援につなげます。

<施策を構成する主な事業>

[89] 障害者福祉センター管理運営事業〔就労相談分〕 【障害福祉課】

- ・ 障害者福祉センターにおいて、就労相談を行います。

[90] 障害者就労促進事業 【障害福祉課】

- ・ 湖南福祉圏域において、職場開拓や定着支援等を行うために、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターへ運営費補助を行います。
- ・ 湖南地域障害者働き・暮らし応援センター、ハローワーク、関係部署と連携して就労支援・就労定着支援等を行い、障害者雇用の促進に努めます。
- ・ トライアル雇用、ジョブコーチ支援など障害者雇用助成制度の活用に向け、関係機関と連携して啓発や周知に取り組みます。
- ・ 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」なども踏まえた工賃向上に向けて支援します。

[91] 就労移行支援事業 【障害福祉課】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。

[92] 就労継続支援事業 【障害福祉課】

- ・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。

[93] 企業内人権啓発推進事業 【商工観光労政課】

- ・ 障害者雇用に係る企業理解を図るとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の機会を活用して、障害者雇用率制度等の周知啓発を行います。

[94] 精神障害者生活支援推進事業 【障害福祉課】

- ・ 精神障害のある人の社会復帰および就業の促進を目的に訓練の場を提供した事業主および精神障害者に対して、補助金等を交付することにより、精神障害者の自立や就業の促進を図ります。

[95] 重度障害者等就労支援等特別事業費 【障害福祉課】

- ・ 就労する重度障害者等に対し、支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。

- ・ 市役所において、誰もが働きやすい職場づくりを進めるとともに、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用を促進します。

施策 18

情報受発信の充実

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、障害特性に応じた情報伝達手段の充実を図るとともに、手帳交付時の窓口での情報提供等と併せて、障害福祉に係る制度やサービス等についての丁寧な情報提供に努めます。
- 障害福祉に係る制度やサービス等についての出前講座を実施します。

<施策を構成する主な事業>

[97] 人にやさしい広報作成事業

【広報課】

- ・ 障害のある人へ市政情報を提供し、社会参加を促進するため、広報紙の点字版や声の広報、市ウェブサイトの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。

[98] 点字新聞購読費助成事業

【障害福祉課】

- ・ 点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。

[99] 日常生活用具給付事業[情報・意思疎通支援用具]

【障害福祉課】

- ・ 情報の取得やコミュニケーションが円滑に行われるよう、日常生活用具を給付するとともに、その充実を図ります。

[100] コミュニケーション支援事業

【障害福祉課】

- ・ 聴覚、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションを支援します。
- ・ 手話奉仕員養成講座や手話ステップアップ講座を実施します。

[101] 図書館運営事業

【図書館】

- ・ 利用者の多様なニーズに対応した資料の収集・整備を行い、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を図ります。

施策 19

地域福祉活動の促進

- 地域に住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、地域福祉活動を促進します。
- 「草津市地域福祉計画」に基づき、市民や行政、関係団体等が互いに連携し、地域福祉を推進します。

<施策を構成する主な事業>

[102] 社会福祉事業

【健康福祉政策課】

- ・ すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会をはじめ、様々な主体と連携し取り組みます。
- ・ 地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会におけるボランティア活動を促進します。
- ・ 障害のある人も地域の担い手として活躍できるよう、各サービス提供事業者等の地域貢献活動を推進します。

[103] 障害福祉推進事務〔避難行動要支援者登録制度分〕 防災対策事業

【障害福祉課】
【健康福祉政策課】
【危機管理課】

- ・ 避難行動要支援者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。
- ・ 避難行動要支援者について、「誰が避難をサポートするか」、「どこに避難するか」、「いつ避難するか」等を決めた個別避難計画の作成を進めます。

[104] 防犯対策事業 自主防災組織育成事業

【危機管理課】

- ・ 自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。

[105] 孤立化防止事業

【障害福祉課】

- ・ 孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。

[106] 障害者相談員活動事業

【障害福祉課】

- ・ 障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。

[107] 生活支援事業

【障害福祉課】

- ・ 福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。

[108] 障害者福祉センター管理運営事業〔交流事業分〕

【障害福祉課】

- ・ 障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。

施策 20

バリアフリー化の推進と移動の確保

- 年齢、性別、障害や病気の有無などにかかわらず、すべての人にとって快適に生活できるまちづくりを具現化するユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、まちのバリアフリー化を推進します。
- 障害のある人の外出を促進するために、障害の特性等を踏まえた移動手段の確保に努めるなど、移動の円滑化を推進します。

＜施策を構成する主な事業＞

[109] バリアフリー基本構想推進事業

【交通政策課】

- ・ 「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について進捗管理を行い、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進します。

[110] コミュニティハウス整備事業

【まちづくり協働課】

- ・ 地域の支え合いの拠点となる町内会の集会所のバリアフリー化を支援します。

[111] 福祉有償運送運営事業

【交通政策課】

- ・ 「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用します。

[112] 社会参加促進事業〔自動車改造分【本人運転】〕 自動車改造支援事業

【障害福祉課】

- ・ 重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。
- ・ 重度身体障害のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。

第5章：計画の推進

1. 進行管理の体制等

本計画の進行管理については、障害福祉課が主管し、計画に基づく施策・事業の推進に必要な事項に係る審議は、草津市障害者施策推進審議会で行います。また、毎年度当初に、成果目標・施策・事業に係る行政内部の評価を行い、その結果を審議会に報告して外部評価を得るものとします。評価の結果および計画期末の評価については、ウェブページ等を通じて広く公表します。

2. 各行動主体の役割（行動の指針）

（1）草津市の役割

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

（2）市民・地域の役割

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。

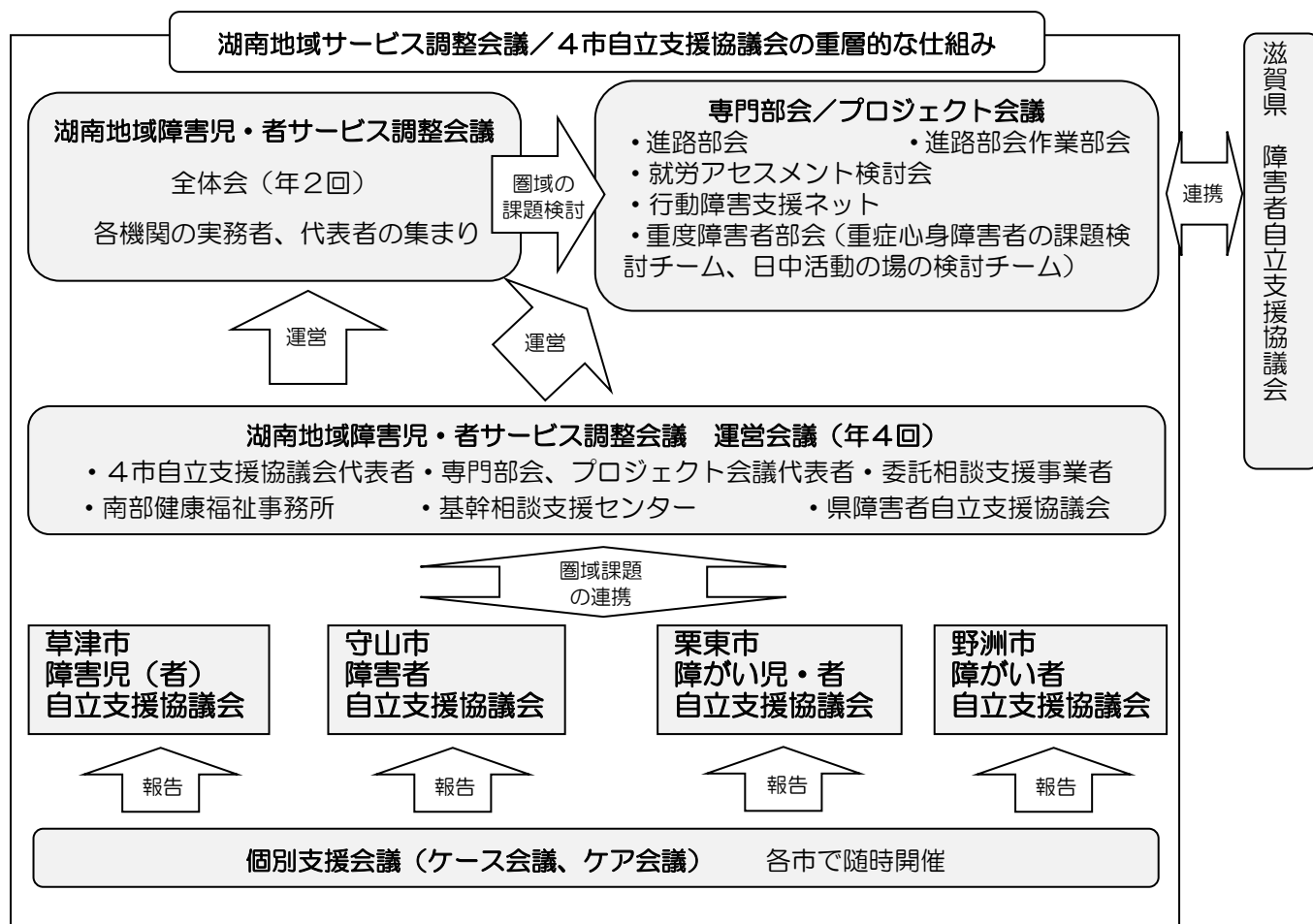
（3）事業者等の役割

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- ニーズに即したサービスの量と質の確保、向上を図ります。
- 家族へのサポート・相談を充実させます。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくります。

3. 関係団体・機関等との連携

(1) 関係団体等との連携

- 障害者団体、サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの地域の関係団体等と相互に連携を図り、障害のある人に関する情報収集や情報提供に努めます。
- 本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等で障害のある人のニーズを総合的に捉え、問題解決のための方策を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。



(2) 国・県・湖南福祉圏域の各市との連携

- 今後も障害者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。
- 保健・医療・雇用など、広域的な対応が求められるものについては、湖南福祉圏域の各市との連携を保ちながら、障害福祉等のサービス基盤の充実と安定確保に努めます。

資料編

- 統計等による概況_____資料__ 1
- 草津市障害者施策推進審議会_____資料__ 1 5
- 用語集_____資料__ 2 2

統計等による概況

1 身体障害のある人の推移

① 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

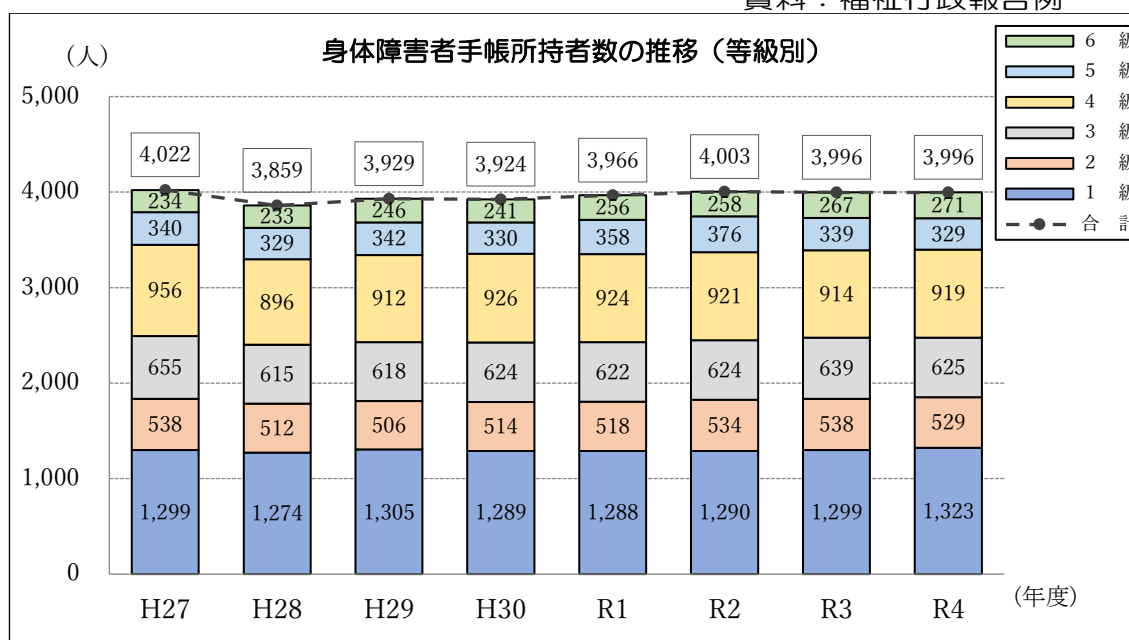
人 数	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	1,299	1,274	1,305	1,289	1,288	1,290	1,299	1,323
2 級	538	512	506	514	518	534	538	529
3 級	655	615	618	624	622	624	639	625
4 級	956	896	912	926	924	921	914	919
5 級	340	329	342	330	358	376	339	329
6 級	234	233	246	241	256	258	267	271
合 計	4,022	3,859	3,929	3,924	3,966	4,003	3,996	3,996
前年度増加率	1.02	0.96	1.02	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00

(単位：%)

割 合	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	32.3	33.0	33.2	32.9	32.4	32.2	32.4	33.0
2 級	13.4	13.3	12.9	13.1	13.1	13.4	13.5	13.2
3 級	16.3	15.9	15.7	15.9	15.7	15.6	16.0	15.6
4 級	23.8	23.2	23.2	23.5	23.3	23.0	22.9	23.0
5 級	8.5	8.5	8.7	8.4	9.0	9.4	8.5	8.2
6 級	5.8	6.0	6.3	6.1	6.5	6.4	6.7	6.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1・2級の割合	45.7	46.3	46.1	45.9	45.5	45.6	45.9	45.9

(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例



身体障害者数全体の約 46.2% (1,852 人) が手帳 1 級・2 級の重度障害者であり、前年度 45.9% (1,837 人) よりも増加しております。

②障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

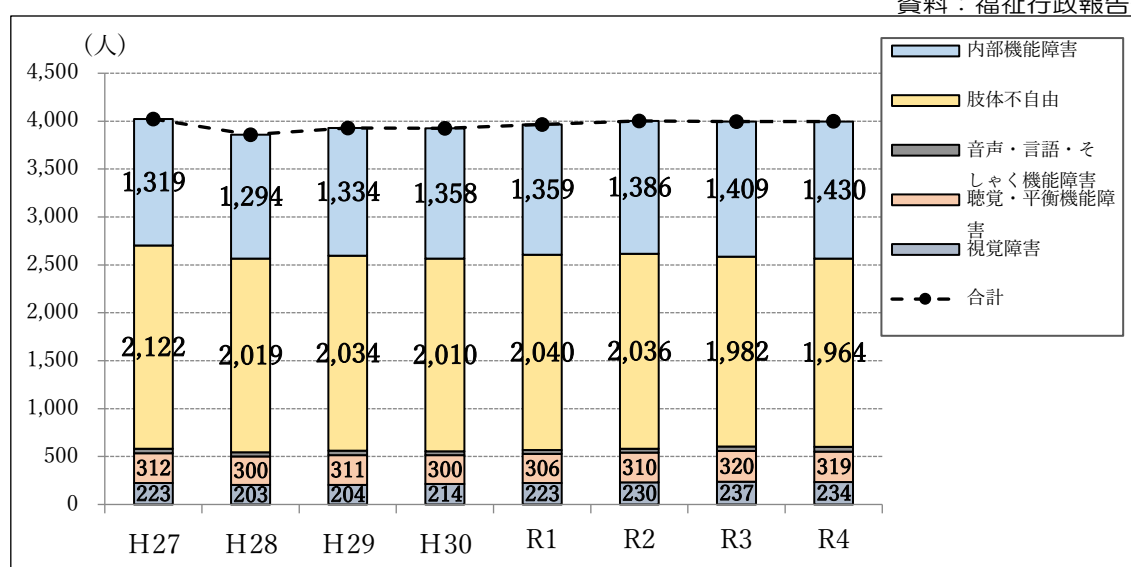
人数	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障害	223	203	204	214	223	230	237	234
聴覚・平衡機能障害	312	300	311	300	306	310	320	319
音声・言語・そしゃく機能障害	46	43	46	42	38	41	48	49
肢体不自由	2,122	2,019	2,034	2,010	2,040	2,036	1,982	1,964
心臓障害	736	718	744	747	761	772	797	822
腎臓障害	311	328	332	332	326	338	338	344
呼吸器障害	71	65	64	68	64	62	60	52
膀胱・直腸・免疫不全	187	170	180	196	193	200	200	200
肝臓障害	14	13	14	15	15	14	14	12
内部機能障害 小計	1,319	1,294	1,334	1,358	1,359	1,386	1,409	1,430
合計	4,022	3,859	3,929	3,924	3,966	4,003	3,996	3,996

(単位：%)

割合	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障害	5.5	5.3	5.2	5.5	5.6	5.8	5.9	5.9
聴覚・平衡機能障害	7.8	7.8	7.9	7.6	7.7	7.8	8.0	8.0
音声・言語・そしゃく機能障害	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	1.2	1.2
肢体不自由	52.8	52.3	51.8	51.2	51.4	50.9	49.6	49.1
心臓障害	18.3	18.6	18.9	19.0	19.2	19.3	19.9	20.6
腎臓障害	7.7	8.5	8.4	8.5	8.2	8.4	8.5	8.6
呼吸器障害	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3
膀胱・直腸・免疫不全	4.6	4.4	4.6	5.0	4.9	5.0	5.0	5.0
肝臓障害	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3
内部機能障害 小計	32.8	33.5	34.0	34.6	34.3	34.6	35.3	35.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例



令和4年度では、車いすや歩行器使用者等の肢体不自由が1,964人(49.1%)、内部機能障害のうちペースメーカーなどの心臓機能障害が822人(20.6%)、人工透析などの腎臓機能障害344人(8.6%)と続きます。

近年の傾向としては、心臓機能障害、腎臓機能障害の占める割合が増加しています。

2 知的障害のある人の推移

◆総合判定別の療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

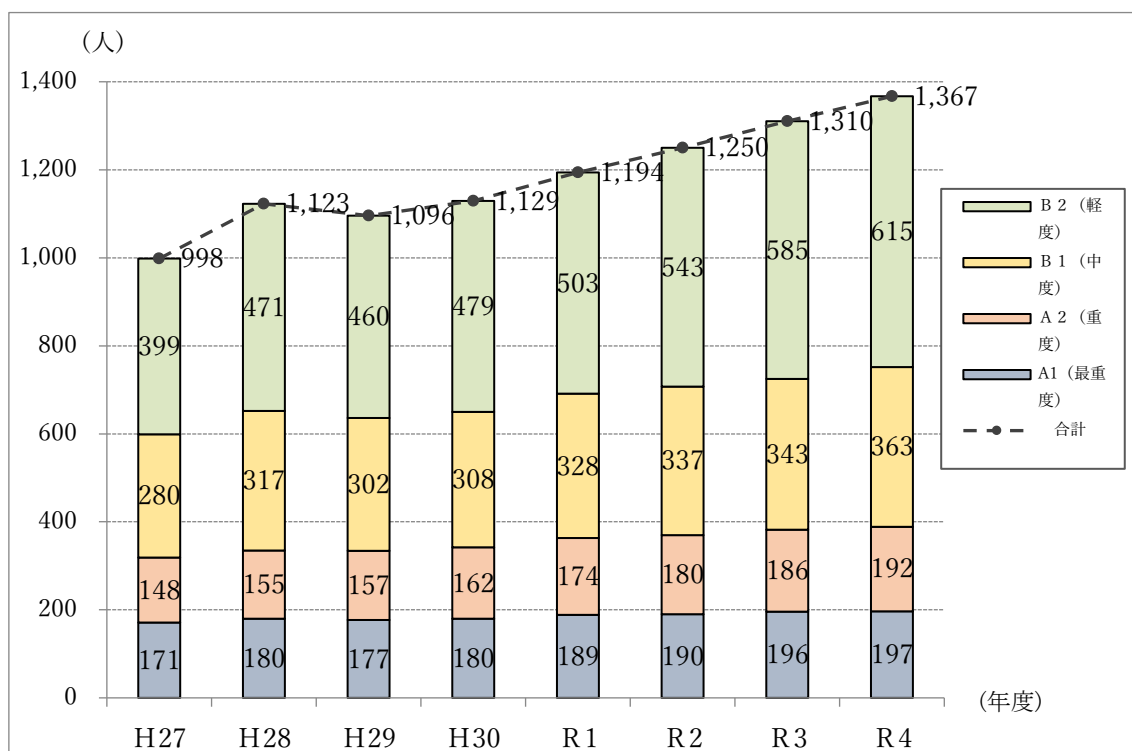
人数	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
A1 (最重度)	171	180	177	180	189	190	196	197
A2 (重度)	148	155	157	162	174	180	186	192
B1 (中度)	280	317	302	308	328	337	343	363
B2 (軽度)	399	471	460	479	503	543	585	615
合計	998	1,123	1,096	1,129	1,194	1,250	1,310	1,367
前年度増加率	1.07	1.13	0.98	1.03	1.06	1.05	1.10	1.09

(単位：%)

割合	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
A1 (最重度)	17.1	16.0	16.1	15.9	15.8	15.2	15.0	14.4
A2 (重度)	14.8	13.8	14.3	14.3	14.6	14.4	14.2	14.0
B1 (中度)	28.1	28.2	27.6	27.3	27.5	27.0	26.2	26.6
B2 (軽度)	40.0	41.9	42.0	42.4	42.1	43.4	44.6	44.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例



知的障害のある人は増加傾向となっています。

令和4年度では全体の71.2% (928人) が手帳B1・B2の軽中度障害者となっています。特に手帳B2 (軽度) の増加率が大きく、周知啓発や関係機関等において支援につなげる取り組みが進んでいるため、増加傾向になっているものと思われます。

3 精神障害のある人の推移

◆等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

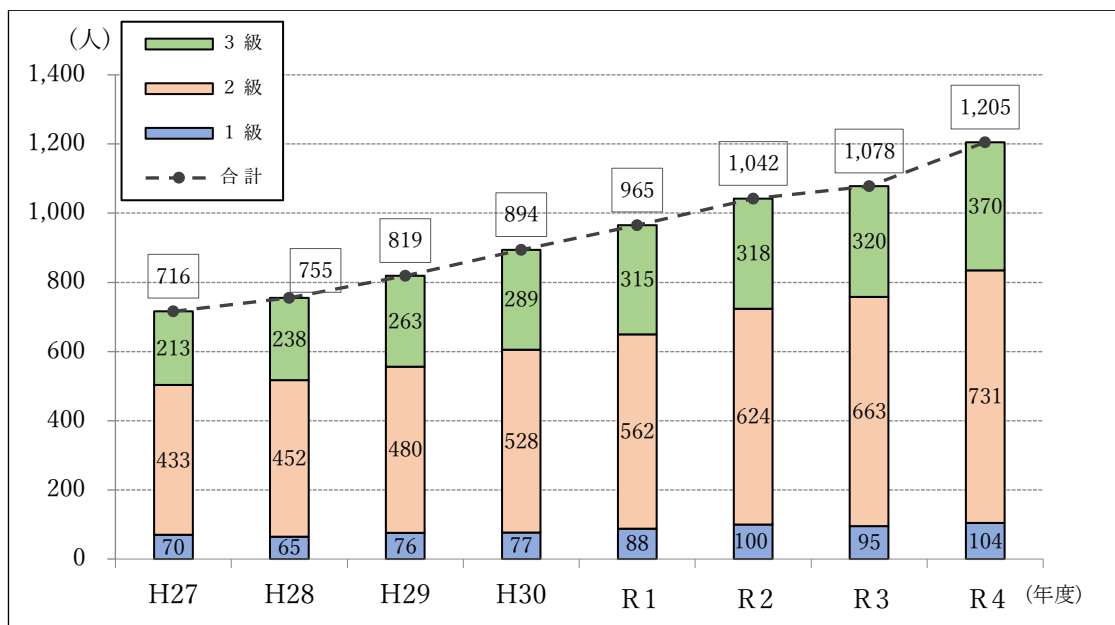
(単位：人)

人数	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	70	65	76	77	88	100	95	104
2 級	433	452	480	528	562	624	663	731
3 級	213	238	263	289	315	318	320	370
合 計	716	755	819	894	965	1,042	1,078	1,205
前年度増加率	1.11	1.05	1.08	1.09	1.08	1.08	1.12	1.16

(単位：％)

割合	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	9.8	8.6	9.3	8.6	9.1	9.6	8.8	8.6
2 級	60.5	59.9	58.6	59.1	58.2	59.9	61.5	60.7
3 級	29.7	31.5	32.1	32.3	32.7	30.5	29.7	30.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末現在)



精神障害のある人は増加傾向となっています。令和4年度は、全体の 69.3% (835 人) が手帳 1 級、2 級の重度の方です。

4 年齢階層別手帳所持者数

①身体障害者手帳所持者数（年齢階層別）

（単位：人）

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴/平	音言そ	肢体	内部
0～9歳	31	2	7	0	0	2	42	1	5	0	28	8
10～19歳	32	14	7	10	2	2	67	3	7	1	45	11
20～29歳	41	18	17	12	2	2	92	7	12	2	50	21
30～39歳	51	16	10	20	6	5	108	4	11	5	51	37
40～49歳	73	38	27	32	19	15	204	7	23	2	96	76
50～59歳	116	65	60	69	38	24	372	23	28	4	214	103
60～64歳	83	42	17	48	27	10	227	14	16	2	123	72
65～69歳	109	45	40	71	38	14	317	22	15	5	163	112
70～79歳	345	139	182	259	101	73	1,099	72	49	11	563	404
80～89歳	337	106	188	289	74	89	1,083	62	95	16	472	438
90歳以上	106	42	76	106	22	33	385	19	58	1	159	148
合計	1,324	527	631	916	329	269	3,996	234	319	49	1,964	1,430
うち65歳未満	427	195	145	191	94	60	1,112	59	102	16	607	328
うち65歳以上	897	332	486	725	235	209	2,884	175	217	33	1,357	1,102
65歳未満の割合	32.3%	37.0%	23.0%	20.9%	28.6%	22.3%	27.8%	25.2%	32.0%	32.7%	30.9%	22.9%
65歳以上の割合	67.7%	63.0%	77.0%	79.1%	71.4%	77.7%	72.2%	74.8%	68.0%	67.3%	69.1%	77.1%

資料：福祉行政報告例・障害福祉課調べ

※ 障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴/平」は聴覚・平衡機能障害、「音言そ」は音声・言語・そしゃく機能障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。

また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）方については、代表的な障害部位で計上しています。

②療育手帳所持者数（年齢階層別）

（単位：人）

区分	A 1	A 2	B 1	B 2	計
0～9歳	18	21	27	79	145
10～19歳	45	50	82	192	369
20～29歳	46	42	103	138	329
30～39歳	33	31	47	64	175
40～49歳	22	21	43	58	144
50～59歳	17	15	31	43	106
60～69歳	10	9	19	26	64
70～79歳	4	3	8	10	25
80歳以上	2	2	3	3	10
合計	197	194	363	613	1,367

資料：福祉行政報告例・障害福祉課調べ

③精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）（単位：人）

区分	1 級	2 級	3 級	計
0～9歳	0	5	3	8
10～19歳	0	20	6	26
20～29歳	6	95	68	169
30～39歳	4	120	77	201
40～49歳	10	162	79	251
50～59歳	16	171	86	273
60～64歳	10	36	25	71
65～69歳	8	39	14	61
70～79歳	25	57	9	91
80～89歳	24	22	3	49
90歳以上	1	4	0	5
合計	104	731	370	1205

5 障害支援区分の認定

(単位：人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
区分1	32	31	27	21	20	18	18
身体障害者	2	3	3	3	3	3	2
知的障害者	17	17	17	10	11	12	12
精神障害者	13	11	7	8	6	3	4
区分2	137	147	141	159	148	137	159
身体障害者	15	16	17	19	12	10	18
知的障害者	61	72	68	62	56	51	55
精神障害者	61	59	56	78	80	76	86
区分3	81	93	97	106	118	136	157
身体障害者	15	15	13	13	11	12	13
知的障害者	52	52	51	55	72	80	87
精神障害者	14	26	33	38	35	44	57
区分4	63	75	79	77	86	98	107
身体障害者	11	13	14	16	14	14	15
知的障害者	42	45	48	45	55	63	68
精神障害者	10	17	17	16	17	21	24
区分5	60	60	60	70	62	70	74
身体障害者	15	15	14	22	21	18	23
知的障害者	43	44	43	44	39	46	45
精神障害者	2	1	3	4	2	6	6
区分6	117	120	128	126	137	148	152
身体障害者	31	33	31	32	59	64	69
知的障害者	85	86	96	93	78	84	80
精神障害者	1	1	1	1	0	0	3
合計	490	526	532	559	571	607	667
身体障害者	89	95	92	105	120	121	140
知的障害者	300	316	323	309	311	336	347
精神障害者	101	115	117	145	140	150	180
割合(%)	100	100	100	100	100	100	100
身体障害者	18.16	18.06	17.29	18.78	21.01	19.93	20.99
知的障害者	61.23	60.08	60.72	55.28	54.47	55.35	52.02
精神障害者	20.61	21.86	21.99	25.94	24.52	24.71	26.99

(各年度末現在)

※ 障害支援区分の認定は18才以上の障害のある人を対象としています。

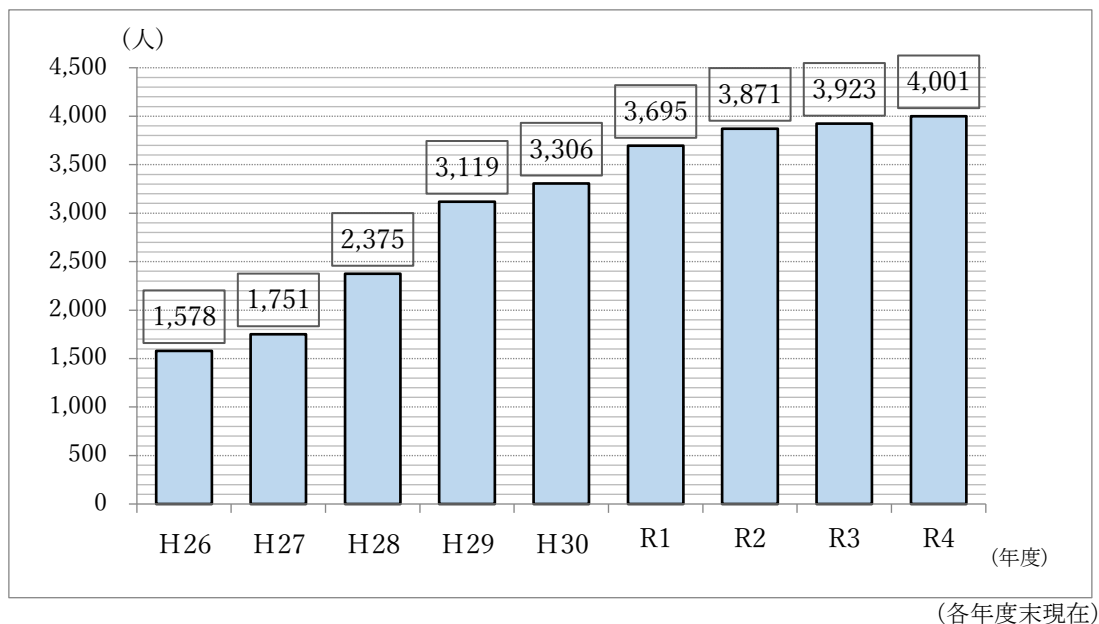
障害支援区分認定者数全体としては、近年増加しており、精神障害者の割合が年々増加しております。

区分6の重度の認定が増加している一方、区分1の軽度の認定は減少しています。

6 医療・保健の概況

①自立支援医療

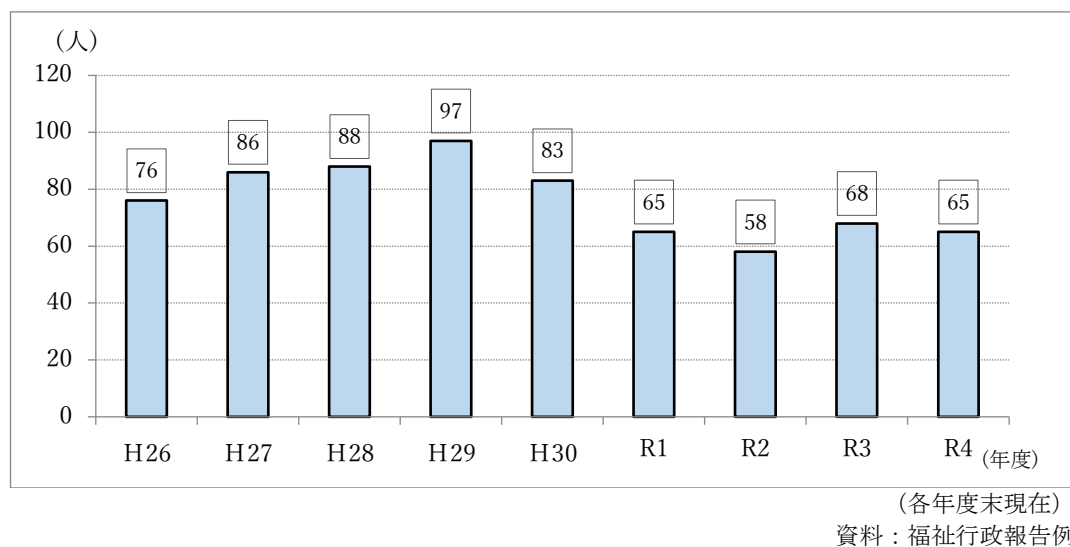
◆更生医療



資料：福祉行政報告例

加齢等に伴う身体障害者手帳所持者数の増加により、利用者が増えています。人工透析、ペースメーカー埋め込み術、人工関節施行術などが該当しますが、特に人工透析は腎臓機能障害者の増加により、対象となる方が増えています。

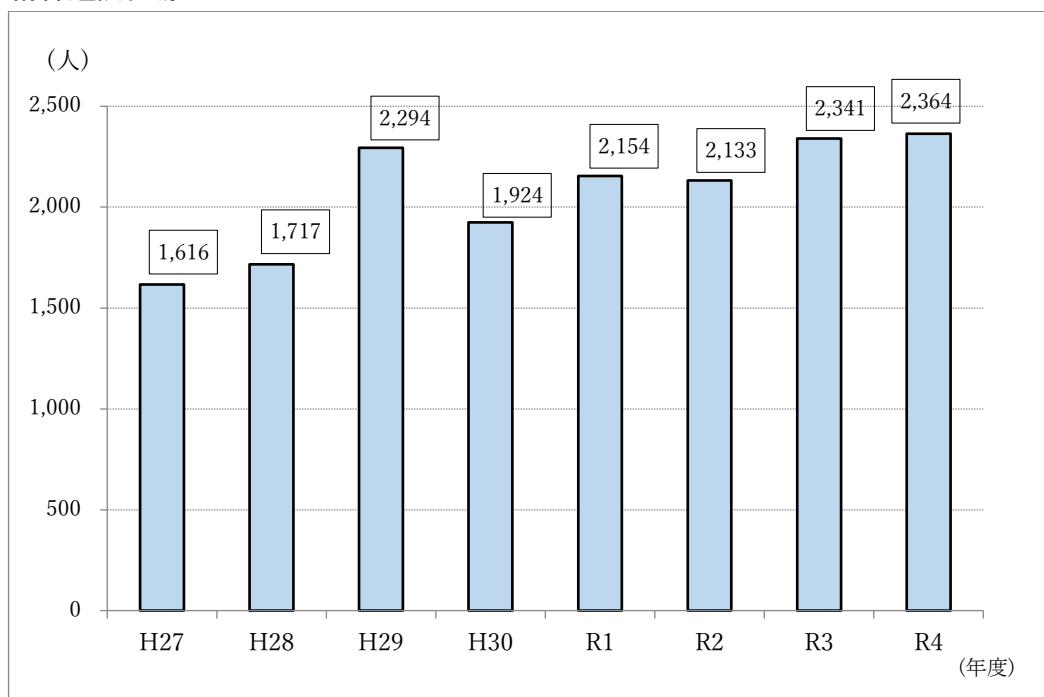
◆育成医療



資料：福祉行政報告例

平成29年度から令和2年度までは減少傾向にあり、令和3年度に増加したものの令和4年度は減少となりました。

◆精神通院医療



(各年度末現在)

資料：障害福祉課調べ

平成30年度は減少していますが、その後増加傾向となっています。

②精神保健対策

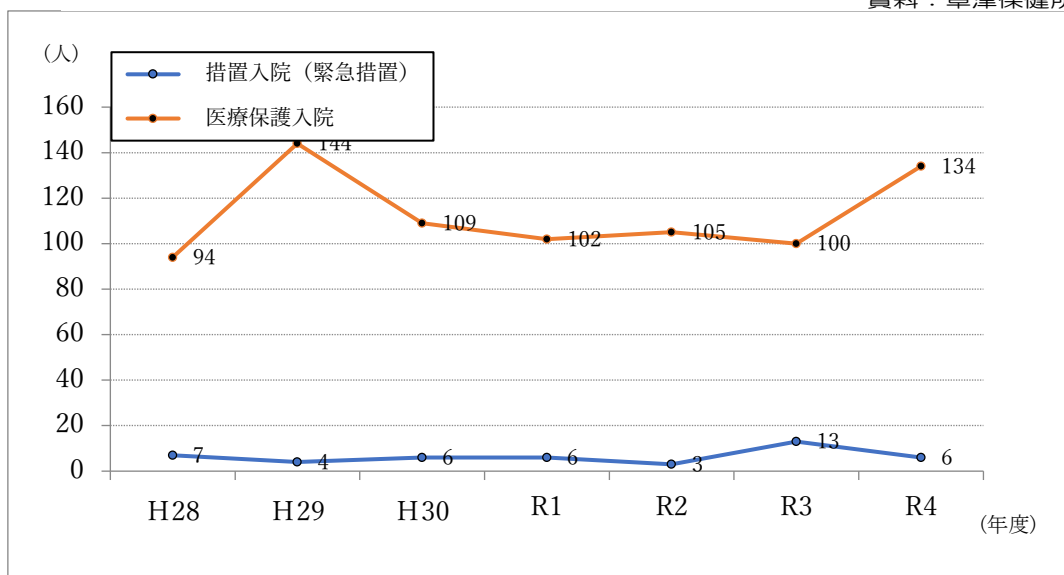
■入院患者数の推移

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
措置入院(緊急措置)	7	4	6	6	3	13	6
医療保護入院	94	144	109	102	105	100	134

(各年度末現在)

資料：草津保健所



7 障害等のある幼児・児童・生徒の推移等

(1) 就学前児童の状況

①保育所、認定こども園（保育認定）における障害児保育（単位：園 人 %）

年度 項目		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公立	園数	7	6	8	11	12	13	13
	園児 人	686	594	661	690	677	646	642
	加配対象園児 人	43	45	69	63	60	72	78
	対比 %	6.3	7.6	10.4	9.1	8.9	11.1	12.1
私立	園数	17	19	21	24	28	28	28
	園児 人	2,694	2,813	2,832	3,013	3,206	3,259	3,342
	加配対象園児 人	51	64	62	62	72	89	87
	対比 %	1.9	2.3	2.2	2.1	2.2	2.7	2.6
合計	園数	24	25	29	35	40	41	41
	園児 人	3,380	3,407	3,493	3,703	3,883	3,905	3,984
	加配対象園児 人	94	109	131	125	132	161	165
	対比 %	2.8	3.2	3.8	3.4	3.4	4.1	4.1

（各年5月1日現在）

資料：幼児課

※ 令和元年度から志津と山田の公立幼稚園が認定こども園化されたことに伴い、公立の加配対象園児が増加しています。

ただし、認定こども園の園児数については保育認定対象を上記の障害児保育で、教育認定対象を下記の障害児教育で計上しています。

②幼稚園（公立のみ）、認定こども園（教育認定）における障害児教育（単位：園 人 %）

年度 項目		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公立	園数	11	10	10	10	10	10	10
	園児 人	820	722	733	723	640	580	548
	加配対象園児 人	53	49	31	67	60	53	64
	対比 %	6.5	6.8	4.2	9.3	9.4	9.1	11.7
私立	園数	1	5	10	13	17	17	17
	園児 人	108	207	385	363	383	383	381
	加配対象園児 人	1	3	9	10	7	12	19
	対比 %	0.9	1.4	2.3	2.8	1.8	3.1	5.0
合計	園数	12	15	20	23	27	27	27
	園児 人	928	929	1,118	1,086	1,023	963	929
	加配対象園児 人	54	52	40	77	67	65	83
	対比 %	5.8	5.6	3.6	7.1	6.5	6.7	8.9

保育所、保育認定の認定こども園の加配対象児については、令和5年度は165人であり、約24人に1人の割合となっています。公立幼稚園、教育認定の認定こども園の加配対象児については、令和5年度は83人であり、約11人に1人の割合となっています。

(2) 学校教育の状況

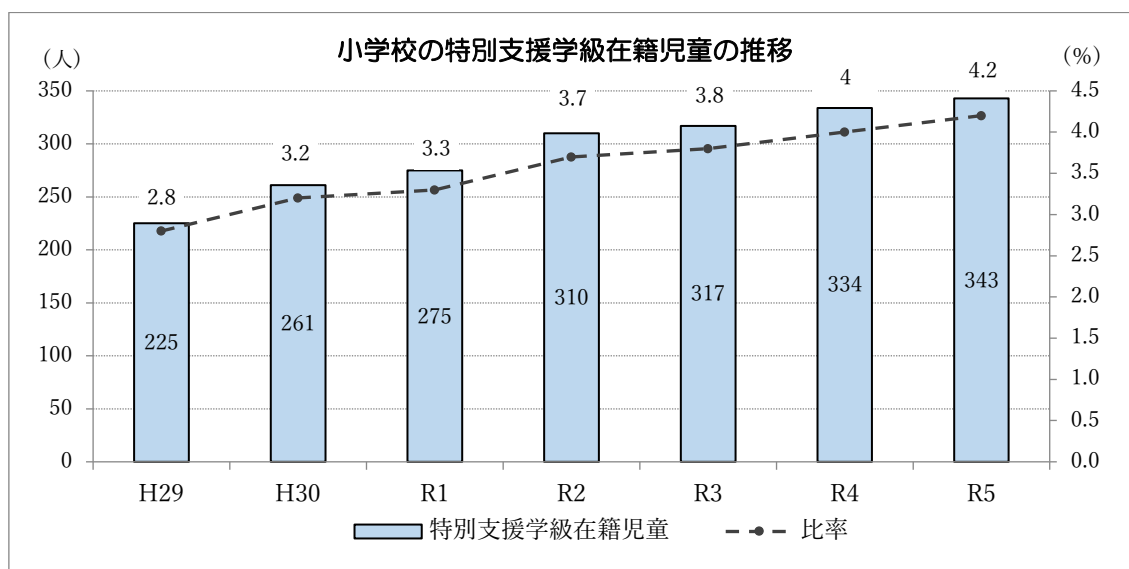
①公立小学校の特別支援教育

(単位：CL 人 %)

年度項目	年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実学級	CL	314	326	333	335	337	338	343
特別支援学級	CL	52	55	61	60	64	63	68
児童	人	7,964	8,179	8,282	8,367	8,382	8,408	8,398
普通学級在籍児童	人	7,739	7,918	8,007	8,057	8,065	8,074	8,046
特別支援学級在籍児童	人	225	261	275	310	317	334	352
対比	%	2.8	3.2	3.3	3.7	3.8	4.0	4.2

(各年5月1日現在)

資料：児童生徒支援課



特別支援学級在籍児童については、年々増加傾向にあります。令和5年度は343人であり、約25人に1人の割合となっています。

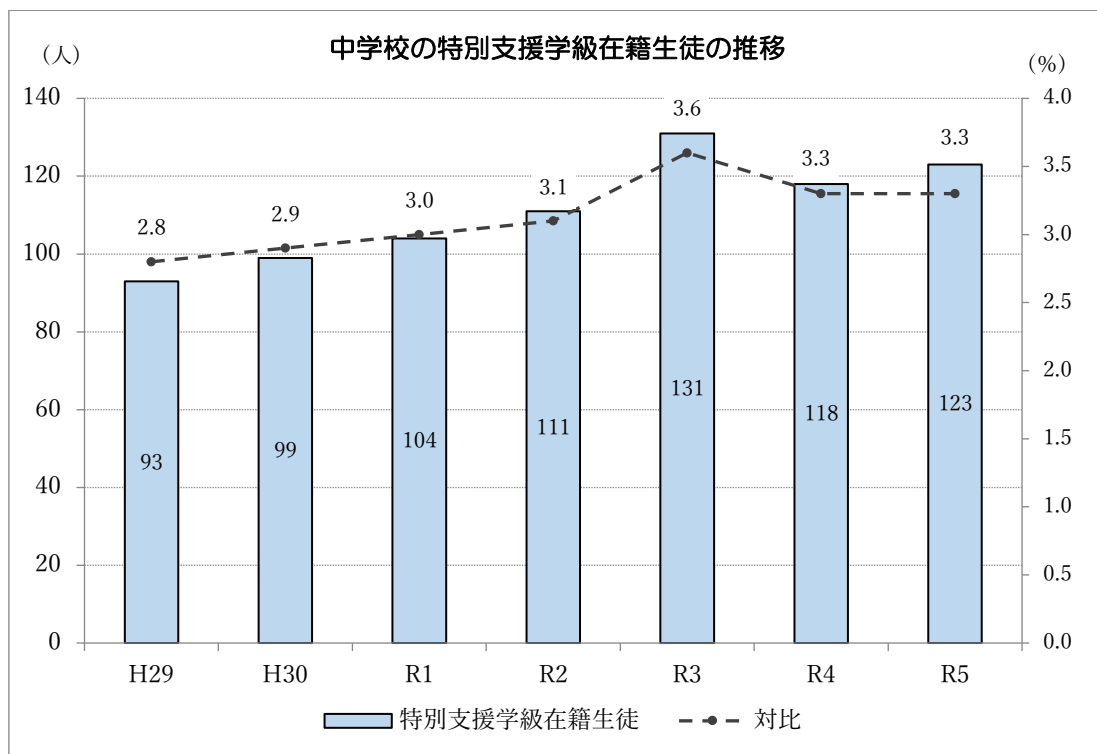
②公立中学校の特別支援教育

(単位：CL 人 %)

年度項目 \ 年		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実学級	CL	122	120	125	130	132	134	128
特別支援学級	CL	19	17	20	22	24	23	25
生徒	人	3,380	3,363	3,468	3,526	3,615	3,627	3,684
特別支援学級在籍生徒	人	93	99	104	111	131	118	123
対比	%	2.8	2.9	3.0	3.1	3.6	3.3	3.3

(各年5月1日現在)

資料：児童生徒支援課



特別支援学級在籍生徒については、年々増加傾向にありましたが、令和4年度は減少したものの、令和5年度は123人と再び増加しました。

割合としては、約31人に1人となっています。

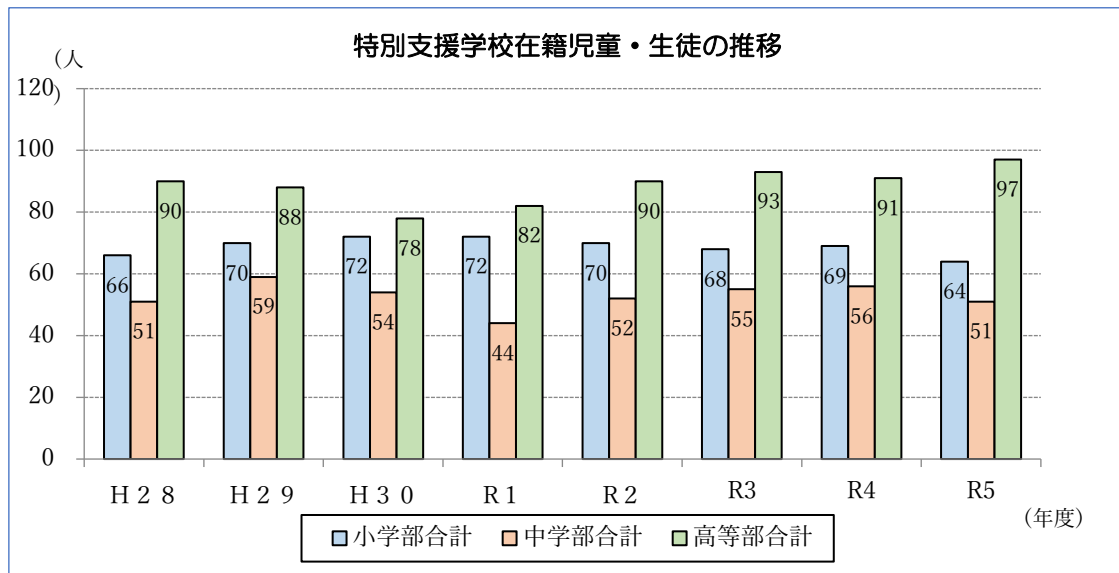
(3) 特別支援学校の児童・生徒

(単位 人)

区分	学校	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学部	滋賀県立盲学校		1	1	1	1	0	0	1	1
	滋賀県立聾話学校		4	2	3	2	2	2	2	2
	滋賀県立草津養護学校		61	67	68	69	67	66	66	61
	滋賀県立三雲養護学校		0	0	0	0	0	0	0	0
	滋賀大学附属特別支援学校						1	0	0	0
	合計		66	70	72	72	70	68	69	64
中学部	滋賀県立盲学校		0	0	0	0	1	1	1	0
	滋賀県立聾話学校		2	1	1	1	1	1	1	0
	滋賀県立草津養護学校		46	57	52	42	42	46	47	48
	滋賀県立三雲養護学校		3	1	1	1	3	3	4	2
	滋賀大学附属特別支援学校						5	4	3	1
	合計		51	59	54	44	52	55	56	51
高等部	滋賀県立盲学校		0	1	1	0	0	0	0	1
	滋賀県立聾話学校		1	2	2	1	1	1	1	0
	滋賀県立草津養護学校		66	60	54	56	68	65	60	63
	滋賀県立甲南高等養護学校		3	4	4	6	7	12	11	8
	滋賀県立三雲養護学校		14	12	7	5	11	12	15	20
	滋賀大学附属特別支援学校		6	9	10	14	3	3	4	5
	合計		90	88	78	82	90	93	91	97

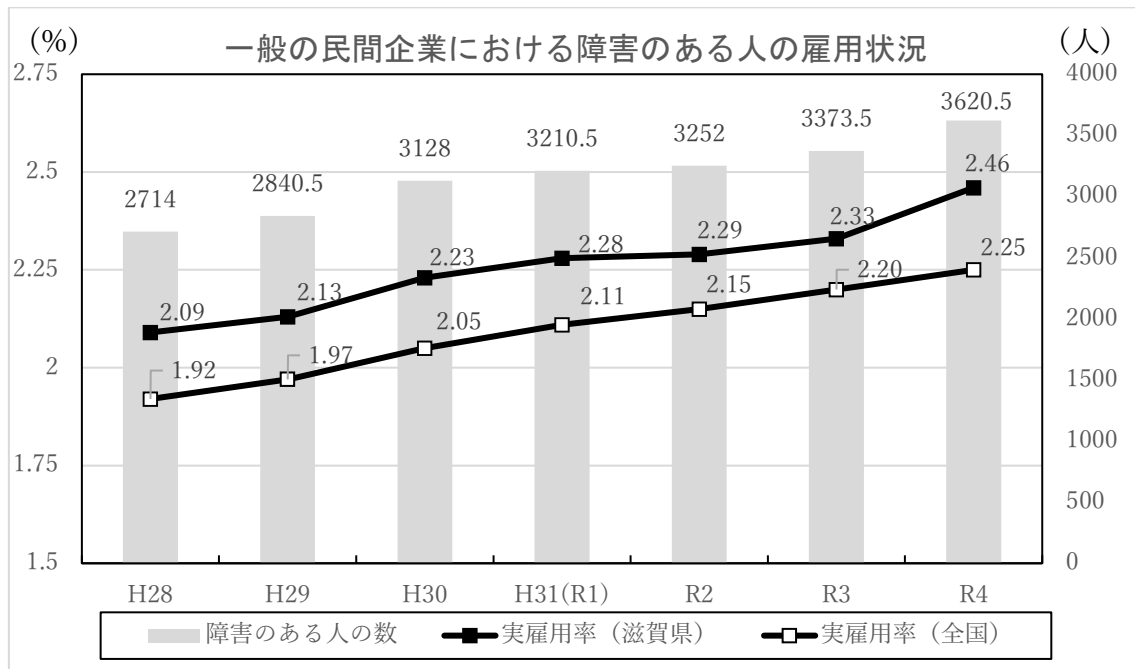
(各年5月1日現在) (各年5月1日現在)

資料：障害福祉課調べ 料：障害福祉課調べ

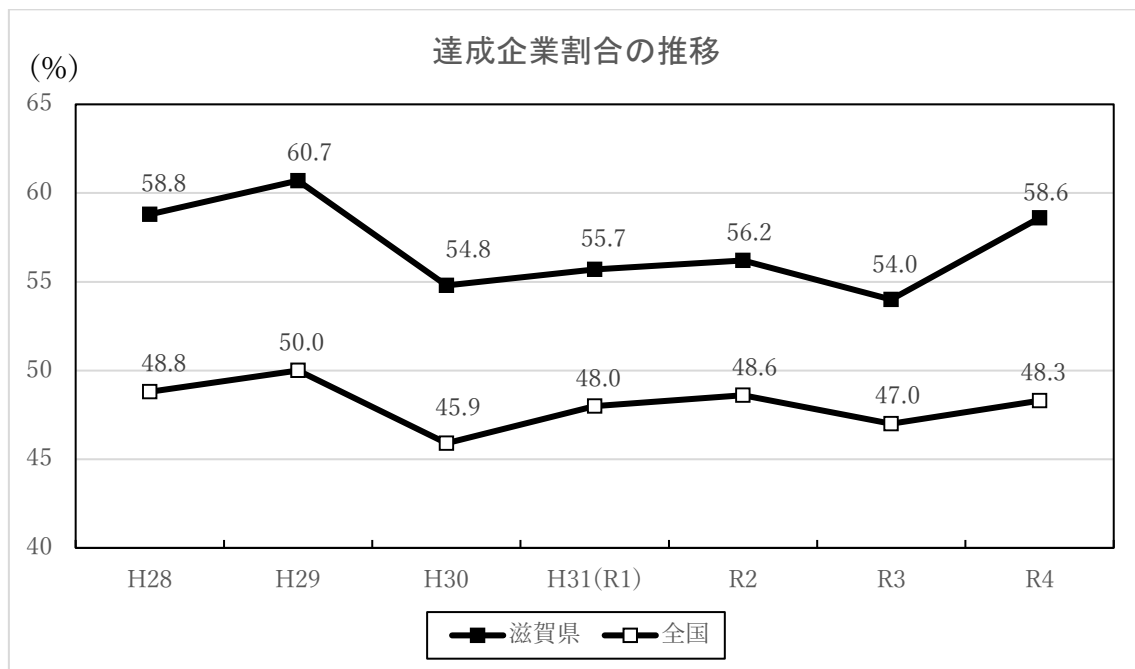


特別支援学校在籍児童・生徒については、年々増加傾向にありましたが、令和5年度は、減少しました。

8 障害のある人の雇用の状況



※ 障害のある人の数は、身体障害のある人、知的障害のある人および精神障害のある人の計です。人数の算定にあたっては、重度身体障害および重度知的障害（短時間労働者を除く）のある人については、1人を2人と数え、重度以外の身体障害および知的障害ならびに精神障害のある人である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人を0.5人と数えて算出されています。



(各年度末現在)

資料：滋賀労働局

滋賀県内に本社のある民間企業において、雇用されている障害のある人は3620.5人と過去最高を更新しています。実雇用率で見ると、2.46%、法定雇用率達成企業の割合は58.6%と、いずれも全国平均を上回っています。

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）抄

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者を行う市長（以下「管理者」という。）の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

4 市は、農業委員会の附属機関として別表第4の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則（令和5年3月27日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市障害者施策推進審議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める市町村障害者計画、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進および実施状況の監視、障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める市町村障害福祉計画ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）抄

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

（関係人の出席等）

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者また

は関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担件事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則（令和5年3月31日規則第37号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第10条関係）

附属機関 の名称	委員資格者	所属
草津市障害 者施策推進 審議会	(1) 障害者または障害者団体から選出された者 (2) 社会福祉団体から選出された者 (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者 (4) 学識経験を有する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 公募市民 (7) その他市長が必要と認める者	健康福祉部障害 福祉課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関 の名称	任期
草津市障害 者施策推進 審議会	3年

令和4年度 草津市障害者施策推進審議会委員名簿

【敬称略】

種別	氏名	所属
学識経験者	栗田 修司	龍谷大学社会学部
学識経験者	松島 明日香	滋賀大学教育学部
障害者・障害者団体	福谷 義嗣	草津市身体障害者更生会
障害者・障害者団体	大谷 忠正	草津市視覚障害者協会
障害者・障害者団体	中島 由里子	NPO法人草津手をつなぐ育成会
障害者・障害者団体	川端 治	草津市精神障害者家族会ひまわりの会
障害者・障害者団体	田村 裕子	草津市肢体不自由児者父母の会
社会福祉団体	中瀬 清美	草津市社会福祉協議会
社会福祉団体	太田 英二	草津市民生委員児童委員協議会
社会福祉団体	齋藤 晶子	草津地区障害者施設連絡協議会
行政機関	稲葉 芳子	滋賀県立草津養護学校
行政機関	永見 明	草津公共職業安定所
市民公募	河地 千衣	公募市民
市民公募	福山 かおり	公募市民
市民公募	八幡 麻利子	公募市民

草津市障害者施策推進審議会オブザーバー名簿

【敬称略】

種別	氏名	所属
行政関係	黒橋 真奈美	滋賀県南部健康福祉事務所

令和5年度 草津市障害者施策推進審議会委員名簿

【敬称略】

種別	氏名	所属
学識経験者	栗田 修司	龍谷大学社会学部
学識経験者	松島 明日香	滋賀大学教育学部
障害者・障害者団体	福谷 義嗣	草津市身体障害者更生会
障害者・障害者団体	大谷 忠正	草津市視覚障害者協会
障害者・障害者団体	中島 由里子	NPO法人草津手をつなぐ育成会
障害者・障害者団体	吉村 潤子	草津市精神障害者家族会ひまわりの会
障害者・障害者団体	呉橋 和子	草津市肢体不自由児者父母の会
社会福祉団体	中瀬 清美	草津市社会福祉協議会
社会福祉団体	太田 英二	草津市民生委員児童委員協議会
社会福祉団体	元島 純貴	草津地区障害者施設連絡協議会
行政機関	夏原 知之	滋賀県立草津養護学校
行政機関	牧 侑里子	草津公共職業安定所
市民公募	中島 敬子	公募市民
市民公募	中司 智美	公募市民
市民公募	山本 勇造	公募市民

草津市障害者施策推進審議会オブザーバー名簿

【敬称略】

種別	氏名	所属
行政関係	山本 茂美	滋賀県南部健康福祉事務所

審議等の経緯

令和5年 3月1日 ～3月15日	障害者福祉に関するアンケート調査
令和5年 3月28日	令和4年度 第2回草津市障害者施策推進審議会 ・ 草津市障害者福祉に関するアンケート結果報告書 ・ アンケート調査結果等からみえる草津市障害者計画の課題と方向性
令和5年 7月24日	令和5年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 ・ 草津市の障害者福祉の動向について ・ 障害者福祉の動向およびアンケート調査の結果について ・ 第3次草津市障害者計画および第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の策定方針について ・ 第3次草津市障害者計画および第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の策定方針について
令和5年 8月8日 ～9月21日	草津市障害者計画等策定に関する団体アンケート調査（事前照会） 草津市障害者計画等策定に関する団体ヒアリング調査
令和5年 9月22日	令和5年度 第2回草津市障害者施策推進審議会 ・ 第3次草津市障害者計画素案について ・ 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画素案について
令和5年 11月24日	令和5年度 第3回草津市障害者施策推進審議会 ・ 第3次草津市障害者計画案について ・ 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画案について
令和6年 1月5日 ～ 令和6年 2月5日	パブリックコメントの募集

用語集

あ行

アウトリーチ

福祉や医療における、地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、支援者が出向いて、サービスに結びつけることをいいます。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことをいいます。

か行

強度行動障害

直接的他害（噛み付き、頭突き等）、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が強度に高頻度で出現している状態であり、家庭で養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態をいいます。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

湖南福祉圏域

草津市、栗東市、守山市および野洲市を湖南福祉圏域とし、広域的なサービス提供体制を整えることで、障害者施策の推進を図っています。

さ行

サービス等利用計画

指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害のある人の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画です。

重症心身障害者

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある者をいいます。

障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。

障害者週間

国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間であり、12月3日から12月9日までの1週間とされています。

障害者の権利に関する条約

障害のある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の就労に当たり、障害者や事業主等に対して、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を行う援助者です。

地域障害者職業センターに配置される配置型ジョブコーチ、障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用される訪問型ジョブコーチ、障害者を雇用する企業に雇用される企業在籍型ジョブコーチの3種類があります。

自立支援協議会

相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織をいいます。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のことをいいます。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図ります。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で判断能力が不十分な人を法的に保護し、支えるための制度です。

た行

地域福祉権利擁護事業

市町村の社会福祉協議会が実施する事業で、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等の判断能力が不十分な人の福祉サービス利用援助や金銭管理等を自立生活支援専門員が行います。

トライアル雇用

労働者と事業主が3ヶ月以内の有期雇用契約を結び、契約期間が終了したときに事業主が採用したい場合には正社員として採用するという制度です。

は行

バリアフリー

生活の中での行動の妨げになるもの（バリア）を取り除いていこうという考え方で、

避難行動要支援者

地域防災計画に基づき、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の人のうち、①75歳以上のひとり暮らし高齢者、②75歳以上の高齢者のみの世帯の人、③介護保険法で要介護1以上の認定を受けている人、④身体障害者手帳の1級又は2級に該当する人、⑤療育手帳A1又はA2の人、⑥精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する人、⑦難病患者のうち特定疾患医療受給者、①～⑦に準じる状態にあり、避難行動要支援者であることを申し出た人のことをいいます。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が、子育て支援活動をするためのお手伝いをしています。

福祉的就労

一般企業に就職するのではなく、福祉的な支援を受けながら働くことです。この福祉的な支援を提供する事業所には、障害者総合支援法の「就労継続支援A型」「就労継

続支援B型」「就労移行支援」を提供する事業所があります。

福祉有償運送

NPOなどの非営利法人が、障害のある人や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車（白ナンバー車）を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて実施する会員制個別輸送サービスをいいます。

法定雇用率

障害者雇用促進法に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害のある人の雇用の割合のことをいいます。

や行

ユニバーサルデザイン

「できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」と定義されます。障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。



草津市は 誰もが生きがいをもち、健やかで
幸せに暮らすことのできるまちを目指しています

第3次草津市障害者計画

編集・発行

草津市健康福祉部障害福祉課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL (077) 561-6972

(077) 561-2363

FAX (077) 561-2480

Eメール shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp

【イラスト検討中】